

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年2月28日

【中間会計期間】 第8期中(自平成18年6月1日至平成18年11月30日)

【会社名】 株式会社アーティストハウスホールディングス

【英訳名】 Artist House Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上寿滋

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号

【電話番号】 03(5766)9315

【事務連絡者氏名】 経営管理部 鹿田正明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号

【電話番号】 03(5766)9315

【事務連絡者氏名】 経営管理部 鹿田正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 6月1日 至 平成16年 11月30日	自 平成17年 6月1日 至 平成17年 11月30日	自 平成18年 6月1日 至 平成18年 11月30日	自 平成16年 6月1日 至 平成17年 5月31日	自 平成17年 6月1日 至 平成18年 5月31日
売上高 (千円)	1,294,477	4,299,648	2,646,489	3,598,873	7,754,384
経常利益又は経常損失 (千円)	324,533	712,323	852,369	1,058,471	534,722
中間純利益又は中間(当期)純損失(千円)	1,424,436	422,128	1,704,968	3,764,568	9,496,927
純資産額 (千円)	2,054,212	8,040,361	5,071,589	1,392,675	4,548,458
総資産額 (千円)	7,377,346	14,216,550	10,247,491	6,057,948	11,513,404
1株当たり純資産額 (円)	132,487.10	74,578.99	22,428.96	64,625.33	32,799.88
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失(円)	141,481.59	4,544.58	9,238.37	288,959.83	86,415.74
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)		4,154.97			
自己資本比率 (%)	27.8	56.6	47.6	23.0	37.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	333,107	460,603	1,126,788	46,642	4,559,448
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	798,556	5,057,345	1,405,745	1,387,120	6,618,678
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,004,848	4,774,237	1,022,353	3,118,027	10,678,929
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	1,408,153	1,679,380	613,207	2,324,585	2,123,388
従業員数 (平均臨時雇用者数) (人)	39 (7)	81 (47)	93 (38)	40 (5)	97 (4)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第6期中、第6期、第7期及び第8期中につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については記載しておりません。

3 平成17年9月30日付で1株につき4株の割合で株式分割をおこなっております。

4 第7期、第8期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自 平成16年 6月1日 至 平成16年 11月30日	自 平成17年 6月1日 至 平成17年 11月30日	自 平成18年 6月1日 至 平成18年 11月30日	自 平成16年 6月1日 至 平成17年 5月31日	自 平成17年 6月1日 至 平成18年 5月31日
売上高 (千円)	171,083	117,483	158,491	394,339	228,010
経常利益又は経常損失 () (千円)	35,511	9,801	333,186	232,036	508,649
中間純利益又は中間 (当期)純損失() (千円)	1,131,561	330,189	2,148,962	3,260,754	8,051,217
資本金 (千円)	1,742,647	4,888,441	5,030,131	2,590,247	6,710,786
発行済株式総数 (株)	15,505	107,811.32	217,578.63	21,550	138,681
純資産額 (千円)	2,107,495	6,803,133	4,024,696	1,673,822	3,959,689
総資産額 (千円)	4,969,771	9,637,943	6,475,970	3,995,754	8,320,779
1株当たり純資産額 (円)	135,923.62	63,102.99	18,346.82	77,671.60	28,554.15
1株当たり中間純利益 又は1株当たり中間 (当期)純損失() (円)	112,391.84	3,554.77	11,644.15	250,288.21	73,260.74
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)		3,250.02			
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	42.4	70.6	61.6	41.9	47.1
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	9 ()	10 ()	18 ()	9 ()	14 ()

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第6期中、第6期、第7期及び第8期中につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、記載しておりません。

3 平成17年9月30日付で1株につき4株の割合で株式分割をおこなっております。

4 第7期、第8期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、(株)B B M Cは既存株主と株式譲渡契約を締結し、当社の100%子会社となり、当社の非連結子会社であった(株)アーカイブゲートは、支配関係がなくなったため当社グループの子会社ではなくなっております。

また、当中間連結会計期間末以降において、(株)アンティコルムジャパンは、平成18年12月1日付けで当社が保有する同社の発行済株式総数の50.0%を、Antiquorum S.A.のCEOであるOSVALDO PATRIZZI氏に譲渡しており、(株)アーティストハウスソリューションズは、平成18年12月1日付けで当社が保有する同社の発行済株式総数の100.0%を、同社の代表取締役である尾形友秀氏に譲渡しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年11月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
コンテンツ事業	30 (4)
流通事業	40 (34)
ファイナンス事業	- (-)
IT事業	5 (-)
全社(共通)	18 (-)
合計	93 (38)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイト契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年11月30日現在

従業員数(人)	18 (-)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイト契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 従業員数が当中間会計期間において4名増加しておりますが、主として㈱アーティストハウスソリューションズからの従業員の転籍によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景とし、国内景気は民間設備投資を中心に堅調に推移しました。個人消費については雇用、所得環境の一部に厳しさがみられるものの、改善に広がりを見せています。

このような環境の中、当連結会計年度を「選択と集中」の年と位置付け、当社グループの中核事業であるコンテンツ事業及び流通事業へ経営資源を投下すべくグループ構成の見直しを行ってまいりましたが、中核事業の内の一つである、コンテンツ事業においては営業損失が恒常的に発生している為、統廃合を含めた事業再編を早急に行う必要があり、当連結会計年度中に結論を出すべくその準備を行ってまいりました。

しかしながら、当中間連結会計期間における当社グループの経営成績は、売上高2,646百万円（前年同期38.4%減）、営業損失749百万円（前年同期は332百万円の営業利益）、経常損失852百万円（前年同期は712百万円の経常利益）、中間純損失1,704百万円（前年同期は422百万円の中間純利益）という結果になりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下の通りです。

コンテンツ事業

出版事業では、テレビやブログなどと連携した「恋文 女帝エカテリーナ二世 発見された千百六十二通の手紙」、「こぶたくっく」などをリリース致しました。音楽事業では、「The Remedy (Boys Men)」などをリリース致しました。また、映像事業では、「アニマルプラネット シリーズ」や「ジェイミー・オリバー シリーズ」等をリリース致しました。また、2007年5月公開予定の映画「プルコギ」への出資を実行致しました。

しかしながら、前中間連結会計期間と比較すると、特に好調であった(株)アーティストフィルムにおいて新規DVDをリリースする事が出来なかった事、(株)アーティストハウスパブリッシャーズにおいてスポットで発生した売上や前連結会計年度において売上寄与が大きかった「きみに読む物語 もうひとつの愛の奇跡」程のヒット作品を市場に出す事が出来なかった事及び各事業会社において広告宣伝費、専門家・外注先への支払費用及び人件費が多大なコストとして発生した事等で売上高738百万円（前年同期比61.9%減）、営業損失298百万円（前年同期は149百万円の営業利益）となりました。

流通事業

(株)ミュージックランドにおいては、電子商取引による売上高の増加が寄与し前年同期比対3%増の売上を達成いたしました(株)ソートップにおいては二次流通商品の取扱高が激減した為、当中間連結会計期間では、売上高1,808百万円（前年同期比23.4%減）、営業損失4百万円（前年同期は452百万円の営業利益）となりました。

なお、(株)アンティコルムジャパンは、平成18年12月1日付けで当社が保有する同社の発行済株式総数の50.0%を、Antiquorum S.A.のCEOであるOSVALDO PATRIZZI氏に譲渡しております。

ファイナンス事業

㈱アーティストハウスインベストメント及びArtist House Investment Asia Limitedは、当中間連結会計期間において新たな投資活動は行っていませんが、保有する投資有価証券の株価の下落に伴う損失処理の為、当中間連結会計期間では、営業損失37百万円（前年同期は13百万円の営業損失）となりました。

IT事業

㈱アーティストハウスソリューションズでは、「MY-IPTV Anywhere」をリリース致しました。この結果当中間連結会計期間においては、売上高99百万円（前年同期は0百万円）、営業利益0百万円（前年同期は8百万円の営業損失）となりました。

なお、平成18年12月1日付けで当社が保有する同社の発行済株式総数の100.0%を、同社の代表取締役である尾形友秀に譲渡しております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,510百万円減少し、613百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は1,126百万円（前年同期は460百万円の減少）となりました。これは主に多額の税金等調整前中間純損失1,740百万円を計上したことに加え棚卸資産の増加102百万円や未払金の減少341百万円などに伴うものであります。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は1,405百万円（前年同期は5,057百万円の減少）となりました。これは主に無形固定資産の増加377百万円や貸付金の増加1,349百万円などに伴うものであります。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は1,022百万円（前年同期は4,774百万円の増加）となりました。これは主に2,000百万円の短期借入金の返済を行ったものの、株式の発行による増加1,691百万円及び社債の発行による増加1,500百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループのコンテンツ事業は主に国内、海外の映像使用権を単独又は共同で購入しております。流通事業は主に楽器・DVD等の購入をしております。

(1) 仕入及び生産実績

当中間連結会計期間における仕入及び生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入及び生産高(千円)	前年同期比(%)
コンテンツ事業	372,091	65.5
流通事業	1,413,475	3.6
ファイナンス事業		
IT事業	55,000	
合計	1,840,567	27.6

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
コンテンツ事業	738,068	61.9
流通事業	1,808,563	23.4
ファイナンス事業		
IT事業	99,856	26,177.9
合計	2,646,489	38.4

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 セグメント間の取引については相殺消去しております。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社スタイルジャム	509,695	11.8		

3 【対処すべき課題】

当社グループは、当中間連結会計期間において、1,704百万円の中間純損失を計上しており、当該状況を真摯に受け止め下記施策を行ってまいります。

コンテンツ事業の再編

コンテンツ事業の低収益性が、グループ全体の収益性の足かせとなっており、コンテンツ事業会社の統廃合による費用削減・効率性の向上に加え、ターゲットセグメントの明確化・需要予測の実施・事前収益性検討の精緻化による「利益計上出来るタイトル」の比率拡大が課題となっております。

本社コストの削減

当社グループでは本社営業費用が過大に発生していることから、これを削減することが緊急の課題であり、人件費・本社家賃等を中心に固定費の削減を引き続き進めてまいります。

未回収債権の回収

前連結会計年度において回収可能性が低い債権に関しては貸倒引当金を計上し損失処理を致しました(特別損失の発生)が、これら債権の回収を引き続き進め、当連結会計年度での利益計上及びキャッシュフローへの貢献を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(株)B B M C株式の追加取得

目的

当社は、より機動的な事業活動を行う事が出来るとの判断から、平成18年6月12日開催の取締役会において既存株主からの追加取得を決議いたしました。

条件

取締役会決議 平成18年6月12日
譲渡契約締結日 平成18年6月30日
譲受株式数 264株
譲受価格 50,000円(1株につき)

資産及び負債の状況(平成18年6月30日時点)

資産

科目	金額(百万円)	
流動資産		260
固定資産		
有形固定資産	1	
無形固定資産	214	
投資その他の資産	3	218
資産合計		479

負債

科目	金額(百万円)	
流動負債		901
固定負債		-
負債合計		901

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の 予定年月	除却等による 減少能力
当社	本社	全社業務	統括業務設備	-	平成19年1月	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の設備除却は、本社事務所のフロア集約に伴う一部返却によるものであります。なお、当中間連結会計期間末における未償却残高（建物12,574千円、器具備品16,102千円）について、資産の遊休化の見込みにより当中間連結会計期間末において減損損失を計上しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000
計	400,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年2月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	217,578.63	231,762.63	東京証券取引所 (マザーズ)	
計	217,578.63	231,762.63		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(第1回新株予約権 平成14年8月29日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	305	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,220	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式1株につき 50,000)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年11月1日 至 平成19年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 50,000 1株の資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年8月29日開催の定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 平成14年8月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年8月30日から平成19年8月29日でありましたが、平成14年10月3日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の翌日である平成14年11月1日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。

3. 新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額(総額)は、定時株主総会における新株発行予定数及び行使予定払込金額から退職等の理由により権利を消失した者の新株予約権の数及び払込金額を減じております。

4. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

5. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、払込金額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合並びに新株引受権の行使による場合を除く)、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

6. 新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社の取締役の場合は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

7. 平成17年9月30日付で、当社株式1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第 2 回新株予約権 平成14年 8 月29日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数(個)	41	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式 1 株につき 50,000)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年11月 1 日 至 平成19年 8 月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1 株の発行価格 50,000 1 株の資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 . 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 8 月29日開催の定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2 . 平成14年 8 月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年 8 月30日から平成19年 8 月29日でありましたが、平成14年10月 3 日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の 2 年後である平成16年11月 1 日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。

3 . 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (又は併合) の比率}$$

4 . 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、払込金額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行われる場合 (新株予約権の行使により新株式を発行する場合並びに新株引受権の行使による場合を除く)、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

5 . 主な新株予約権の行使条件について

権利行使価格の 1 年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。

権利行使価格は第 2 回新株予約権割当契約締結時における当社の株式 1 株当たりの価格に相当する金額以上でなければならない。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

6 . 平成17年 9 月30日付で、当社株式 1 株を 4 株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第 3 回新株予約権 平成14年 8 月29日 定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1 月31日)
新株予約権の数(個)	20	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200,000 (普通株式 1 株につき 50,000)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年 6 月 1 日 至 平成19年 8 月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1 株の発行価格 50,000 1 株の資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 . 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 8 月29日開催の定時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2 . 平成14年 8 月29日開催の定時株主総会の決議におきましては、権利行使期間は平成14年 8 月30日から平成19年 8 月29日でありましたが、平成15年 5 月19日開催の取締役会におきまして、新株予約権の発行決議を行い、権利行使期間につきましては、行使開始日を発行日の 2 年後である平成17年 6 月 1 日としております。なお、権利行使期間の終了日の変更はありません。

3 . 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (又は併合) の比率}$$

4 . 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、払込金額は、分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合 (新株予約権の行使により新株式を発行する場合ならびに新株引受権の行使による場合を除く)、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

5 . 主な新株予約権の行使条件について

権利行使価格の 1 年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。

権利行使価格は第 3 回新株予約権割当契約締結時における当社の株式 1 株当たりの価格に相当する金額以上でなければならない。

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の従業員の地位にあることを要す。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

6 . 平成17年 9 月30日付で、当社株式 1 株を 4 株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第 4 回新株予約権 平成16年 2月17日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1月31日)
新株予約権の数(個)	291	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,164	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	379,000 (普通株式 1株につき 94,750)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年 8月 2日 至 平成21年 3月 8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 94,750 1株の資本組入額 43,375	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年 2月17日開催の臨時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

3. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律 (平成13年法律第128号) 施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。) を行うときは、次の算式により 1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとしております。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとしております。

4. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

5. 平成17年 9月30日付で、当社株式 1株を 4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第 5 回新株予約権 平成16年 2月17日 臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1月31日)
新株予約権の数(個)	123	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	492	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	343,792 (普通株式 1株につき 85,948)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年 3月 9日 至 平成21年 3月 8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 85,948 1株の資本組入額 42,974	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年 2月17日開催の臨時株主総会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

3. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律 (平成13年法律第128号) 施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。) を行うときは、次の算式により 1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとしております。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとしております。

4. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部又は一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。

新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分を認めない。

その他の条件については、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところとする。

- 5 . 平成17年9月30日付で、当社株式1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第6回新株予約権 平成17年4月26日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	1,607	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,428	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	299,200 (普通株式1株につき74,800)	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年12月1日 至平成19年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株の発行価格 79,925 1株の資本組入額 39,963	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 商法第280条ノ20の規定に基づき、平成17年4月26日開催の取締役会で、新株予約権を付与する方式により、当社及び当社子会社の取締役及び従業員並びに第三者に対して有償にて新株予約権を付与することを決議しております。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとしております。

3. 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使並びに商法等の一部を改正する法律 (平成13年法律第128号) 施行前の商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権の行使及び新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く。)を行うときは、次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、それぞれ読み替えるものとしております。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、1株当たりの払込金額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしております。

さらに、新株予約権の発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとしております。

4. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権の割当を受けた者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が本新株予約権の行使を行う場合は、取締役会の承認を得るものとする。

各新株予約権の行使に当たっては、一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値 (当該日の終値がない場合は、その前営業日) が金330,000円 (以下「基準株価」という) 以上であれば権利行使をすることができるものとする。ただし、3. の調整が行われた場合には基準株価も3. に順ずる調整を行うものとする。

権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 平成17年9月30日付で、当社株式1株を4株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式

の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(第12回新株予約権 平成18年 1月30日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年 1月31日)
新株予約権の数(個)	4,330	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,330	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	249,422	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 2月 7日 至 平成22年 2月 6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 249,422円 資本組入額 124,711円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、平成17年 8月26日開催の定時株主総会で、当社及び当社子会社の取締役及び従業員並びに第三者に対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、目的たる株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとしております。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分が行われる場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合ならびに新株引受権の行使による場合を除く)、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1円未満の端数は切り上げるものとしております。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 主な新株予約権の行使条件について

新株予約権は全部または一部につき、行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使はできないものとする。

(第13回新株予約権 平成18年12月27日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	100
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	(注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	(注) 4
新株予約権の行使期間	-	(注) 5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注) 6
新株予約権の行使の条件	-	(注) 7
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注) 8
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-
新株予約権の取得条項に関する事項	-	(注) 9

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年12月27日開催の取締役会で、新株予約権を付与する方式により、㈱クオオツに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり50万円であります。

3. 本新株予約権を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転する数は、各行使請求に係る本新株予約権の数に1,000万円を乗じ、行使価額(ただし、修正または調整された場合は修正後または調整後の行使価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

4. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初14,530円とする。ただし、行使価額は(2)及び(3)に定めるところにより修正または調整されることがある。

(2) 行使価額の修正

行使請求期間の開始日以後、毎月第1金曜日および第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)が、(i)直前の行使価額を下回った場合、または(ii)当初行使価額の150%を上回った場合に修正後行使価額に修正される。なお、時価算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

5. 本新株予約権の新株予約権者は、株式会社アーティストハウスホールディングス第4回円建無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の全てが転換されたかまたは償還された日の翌日午前9時から平成21年1月11日又は自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件記載の公告日のいずれか早く到来する日の午前11時までの間（以下「行使請求期間」という。）、行使禁止期間を除き、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、当社が行使請求を行うべき旨の通知を新株予約権者に行った場合、当該新株予約権者は、当該通知日において行使請求を行ったものとみなされる。
6. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金を減じた額とする。
7. (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(2) 本新株予約権の行使は、当社の事前承諾を要するものとする。
(3) 各本新株予約権は、当社が指定する行使禁止期間中、行使され得ないものとする。
(4) 本新株予約権の行使は、撤回及び取消ができないものとし、ひとたび行使されると失効する。
8. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
9. (1) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該吸収合併、株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金50万円を交付する。
(2) 当社は、当社取締役会が本新株予約権の全部を発行価額で取得する日を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり金50万円を交付する。
(3) 前号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を公告する。

新株予約権付社債

(第2回新株予約権付社債 平成18年8月1日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	19	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月17日 至 平成21年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	(注)7	同左
新株予約権付社債の残高(円)	475,000,000	同左

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年8月1日開催の取締役会で、新株予約権付社債を付与する方式により、Bank of Bermuda (Cayman) Limitedに対して新株予約権付社債を付与することを決議しております。

2. 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。

3. (1) 転換価額は、当初28,200円とする。

(2) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 各新株予約権の一部行使はできない。

6. 本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

(第3回新株予約権付社債 平成18年8月1日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	5	1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月19日 至 平成21年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	(注)7	同左
新株予約権付社債の残高(円)	500,000,000	100,000,000

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年8月1日開催の取締役会で、新株予約権付社債を付与する方式により、㈱クロニクルに対して新株予約権付社債を付与することを決議しております。
2. 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
3. (1) 転換価額は、当初28,200円とする。

(2) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 各新株予約権の一部行使はできない。
6. 本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

(第4回新株予約権付社債 平成18年12月27日 取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年1月31日)
新株予約権の数(個)	-	10
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	(注)3
新株予約権の行使期間	-	自 平成19年1月12日 至 平成21年1月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	(注)4
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項	-	(注)7
新株予約権付社債の残高(円)	-	1,000,000,000

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年12月27日開催の取締役会で、新株予約権付社債を付与する方式により、㈱クオントに対して新株予約権付社債を付与することを決議しております。
2. 本新株予約権を行使することにより当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(ただし、新株予約権の転換価格の修正ないし調整によって、修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
3. (1) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額は、当初14,530円とする。ただし、転換価額は修正または調整されることがある。

(2) 転換価額の修正

行使請求期間の開始日以後、毎月第1金曜日および第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所マザーズにおける当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「修正後転換価額」という。)が、(i)直前の転換価額を下回った場合、または(ii)当初転換価額の150%を上回った場合に修正後転換価額に修正される。なお、時価算定期間内に、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 4 . (1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
(2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号(1)記載の資本金等増加限度額から本号(1)に定める増加する資本金を減じた額とする。
- 5 . (1)各新株予約権の一部行使はできない。
(2)本新株予約権の行使は、当社の事前承諾を要するものとする。
(3)各本新株予約権は、当社が指定する行使禁止期間中、行使され得ないものとする。
(4)本新株予約権の行使は、撤回及び取消ができないものとし、ひとたび行使されると失効する。
- 6 . 本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 7 . 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年8月16日 (注) 1	60,282	198,962.63	849,976	7,560,762	849,976	6,108,076
平成18年8月1日～ 平成18年8月31日 (注) 2	17,730	216,692.63	249,993	7,810,755	249,993	6,358,069
平成18年9月1日～ 平成18年9月30日 (注) 3	886	217,578.63	12,492	7,823,248	12,492	6,370,562
平成18年10月2日 (注) 4	-	217,578.63	2,793,116	5,030,131	5,258,100	1,112,461

(注) 1 . 有償第三者割当増資

発行価格 28,200円

資本組入額 14,100円

割当先は、(株)クロニクル、(株)ウイローバレー、エフシーエル投資事業組合、ニューブリッジ投資事業組合、Targhee Investmentsであります。

2 . 転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。

3 . 転換社債型新株予約権付社債の行使による増加であります。

4 . 平成18年8月30日開催の定時株主総会において、資本金2,793百万円及び資本準備金5,258百万円を減少し、欠損填補することを決議しております。

5 . なお、平成18年12月12日に転換社債型新株予約権付社債の行使により、発行済株式総数が14,184株、資本金及び資本準備金がそれぞれ199,994千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社クロニクル	東京都港区南青山2丁目27番20号	17,730	8.14
プライベートエクイティジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門5丁目11番1号	13,380	6.14
エムエルピー エフエス カストディー (常任代理人メリルリンチ日本証券株式会 社)	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA (東京都中央区日本橋1丁目4番1号)	9,179	4.21
ステート ストリート バンク アンドト ラスト カンパニー (常任代理人(株)みずほコーポレート銀行兜 町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,215	1.47
大阪証券金融株式会社(業務口)	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	2,376	1.09
加藤修	石川県能美市	2,180	1.00
ユービーエス エイジー ロンドン アジ ア エクイティーズ (常任代理人UBS証券会社)	1 FINSBURY AVENUE , LONDON EC2M 2PP (東京都千代田区大手町1丁目5番1号)	2,113	0.97
パークレイズ バンク ビーエルシー パ ークレイズ キャピタル セキュリティー ズ エスビーエル ビービーアカウント (常任代理人スタンダードチャータード銀 行)	1 CHURCHILL PLACE , LONDON E14 5HP , UNITED KINGDOM (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	2,013	0.92
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエ ム クライアント アカ운ツ イー ア イエスジー (常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行カスト ディ業務部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB , UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,953	0.89
高瀬真尚	東京都品川区	1,920	0.88
高瀬美佳	東京都品川区	1,920	0.88
計		57,979	26.65

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7		
完全議決権株式(その他)	普通株式 217,567	217,567	
端株	普通株式 4.63		
発行済株式総数	217,578.63		
総株主の議決権		217,567	

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、125株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が125個含まれております。

【自己株式等】

平成18年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)アーティストハウス ホールディングス	東京都渋谷区三丁目27番11号	7	-	7	0.00
計		7	-	7	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	67,500	69,000	57,200	33,850	28,150	26,480
最低(円)	52,100	26,700	30,700	19,110	19,560	19,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	就任年月日
仮監査役	-	宮崎敦彦	昭和30年5月2日	昭和62年 東京弁護士会登録 平成15年 宮崎法律事務所開設	-	平成19年2月14日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	広瀬直樹	平成18年12月31日
非常勤監査役	-	渡邊善二	平成18年12月31日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年6月1日から平成17年11月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。当中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、アスカ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	あずさ監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	アスカ監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金	2	1,709,384		843,217		2,353,392	
2 受取手形及び売掛金		1,712,894		749,287		882,928	
3 たな卸資産		836,543		872,652		749,401	
4 短期貸付金		732,343		1,262,931		66,722	
5 その他	4	873,282		402,151		352,648	
貸倒引当金		24,678		211,087		322,762	
流動資産合計		5,839,769	41.1	3,919,152	38.2	4,082,330	35.5
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 土地	2	1,604,880		1,464,827		1,464,827	
(2) その他	1 2	224,863		205,062		252,612	
有形固定資産合計		1,829,743		1,669,890		1,717,440	
2 無形固定資産							
(1) 映像コンテンツ		296,148		228,784		279,390	
(2) のれん		-		1,042,965		1,138,233	
(3) 連結調整勘定		1,424,325		-		-	
(4) その他		132,698		25,445		135,520	
無形固定資産合計		1,853,172		1,297,194		1,553,144	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	2	4,087,316		2,981,507		3,702,880	
(2) 長期滞留債権等		449,079		1,194,713		1,068,670	
(3) その他		564,732		345,074		420,780	
貸倒引当金		407,262		1,160,041		1,031,843	
投資その他の 資産合計		4,693,865		3,361,253		4,160,488	
固定資産合計		8,376,780	58.9	6,328,338	61.8	7,431,073	64.5
資産合計		14,216,550	100.0	10,247,491	100.0	11,513,404	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1		870,421		682,094		626,750	
2	2	1,308,472		1,240,972		2,478,585	
3	3						
3	2	566,000		316,404		688,554	
4		404,000		170,000		362,000	
5		53,917		41,122		79,314	
6		29,812		23,290		25,485	
7	4	949,260		1,148,926		1,605,177	
流動負債合計		4,181,884	29.4	3,622,810	35.4	5,865,867	51.0
固定負債							
1		540,000		1,045,000		80,000	
2	2	668,566		126,924		469,696	
3		9,894				11,908	
4		109,500		29,320		110,250	
5		392,254		351,847		427,224	
固定負債合計		1,720,215	12.1	1,553,091	15.2	1,099,078	9.5
負債合計		5,902,099	41.5	5,175,901	50.5	6,964,946	60.5
(少数株主持分)							
少数株主持分		274,089	1.9				
(資本の部)							
資本金		4,888,441	34.4				
資本剰余金		3,900,346	27.5				
利益剰余金		779,229	5.5				
その他有価証券 評価差額金		31,192	0.2				
為替換算調整勘定		6	0.0				
自己株式		397	0.0				
資本合計		8,040,361	56.6				
負債、少数株主持分 及び資本合計		14,216,550	100.0				

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				5,030,131	49.1	6,710,786	58.3
2 資本剰余金				3,302,282	32.2	7,447,921	64.7
3 利益剰余金				3,435,166	33.5	9,781,414	85.0
4 自己株式				1,877	0.0	1,877	0.0
株主資本合計				4,895,371	47.7	4,375,416	38.0
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				2,420	0.0	19,215	0.2
2 為替換算調整勘定				17,877	0.2	6	0.0
評価・換算差額等 合計				15,457	0.1	19,208	0.2
新株予約権				32,943	0.3	47,121	0.4
少数株主持分				158,731	1.5	145,128	1.3
純資産合計				5,071,589	49.5	4,548,458	39.5
負債純資産合計				10,247,491	100.0	11,513,404	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		4,299,648	100.0	2,646,489	100.0	7,754,384	100.0
売上原価		2,999,394	69.8	2,265,441	85.6	5,690,053	73.4
売上総利益		1,300,253	30.2	381,047	14.4	2,064,330	26.6
返品調整引当金 戻入額		78,698	1.8	75,649	2.9	103,422	1.3
返品調整引当金 繰入額		53,917	1.2	37,802	1.4	113,236	1.5
差引売上総利益		1,325,035	30.8	418,894	15.8	2,054,516	26.5
販売費及び一般管理費	1	992,164	23.1	1,168,521	44.2	2,839,559	36.6
営業利益又は 営業損失()		332,870	7.7	749,626	28.3	785,043	10.1
営業外収益							
1 受取利息		6,651		81		4,014	
2 受取配当金		967		852		14,274	
3 持分法投資利益				15,139			
4 デリバティブ評価益		134,917		1,365		218,087	
5 投資有価証券売却益		29,065				34,998	
6 アドバイザリー 業務収入		240,000				240,000	
7 その他		27,120	438,721	46,394	63,832	89,040	600,414
営業外費用							
1 支払利息		26,304		31,410		84,365	
2 新株発行費		20,009				67,736	
3 株式交付費				8,739			
4 持分法投資損失		653		2,511		2,174	
5 金融支払手数料		7,799		3,460		14,600	
6 為替差損		125		6,186			
7 たな卸資産評価損				60,516		46,250	
8 その他		4,377	59,268	53,750	166,575	134,965	350,093
経常利益又は 経常損失()		712,323	16.6	852,369	32.2	534,722	6.9

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
特別利益							
1 投資有価証券売却益				14,702		8,196	
2 貸倒引当金戻入益				20,518			
3 固定資産売却益	2	2,162		255		2,662	
4 その他			2,162	39,711	75,187	908	11,767
			0.0		2.8		0.2
特別損失							
1 固定資産除却損	3	11,310		335		11,310	
2 固定資産売却損	4	892		299		110,669	
3 投資有価証券評価損				329,802		2,554,136	
4 貸倒引当金繰入額						682,965	
5 関係会社株式売却損		36,676				36,676	
6 投資有価証券売却損				48,097			
7 投資案件に係る支払報酬						3,169,028	
8 減損損失	5			422,391		1,590,474	
9 業務管理等に関わる費用						314,250	
10 過年度持分法による投資損失				148,598			
11 その他		48,879	1.1	13,870	963,394	190,231	8,659,743
					36.4		111.7
税金等調整前 中間純利益又は中間 (当期)純損失()		665,606	15.5	1,740,576	65.8	9,182,698	118.4
法人税、住民税 及び事業税		142,991		32,087		272,382	
法人税等調整額		71,308		39,633		65,141	
過年度法人税等		214,300	5.0	144,218	72,497	337,524	4.4
					2.7		
少数株主利益 又は損失()		29,177	0.7	36,890	1.4	23,296	0.3
中間純利益又は中間 (当期)純損失()		422,128	9.8	1,704,968	64.8	9,496,927	122.5

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			2,343,883
資本剰余金増加高			
1 増資による新株式の発行		2,298,194	
2 株式交換による増加高		1,602,152	3,900,346
資本剰余金減少高			
1 欠損金補填による 資本準備金取崩額		2,069,037	
2 欠損金補填による その他資本剰余金取崩額		274,846	2,343,883
資本剰余金中間期末残高			3,900,346
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			3,545,242
利益剰余金増加高			
1 中間純利益		422,128	
2 欠損金補填による 資本準備金取崩額		2,069,037	
3 欠損金補填による その他資本剰余金 取崩額		274,846	2,766,012
利益剰余金 中間期末残高			779,229

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年5月31日残高(千円)	6,710,786	7,447,921	9,781,414	1,877	4,375,416
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	1,112,461	1,112,461			2,224,923
減資	2,793,116		2,793,116		
欠損金の填補		5,258,100	5,258,100		
中間純損失			1,704,968		1,704,968
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	1,680,654	4,145,638	6,346,248		519,954
平成18年11月30日残高(千円)	5,030,131	3,302,282	3,435,166	1,877	4,895,371

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年5月31日残高(千円)	19,215	6	19,208	47,121	145,128	4,548,458
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						2,224,923
減資						
欠損金の填補						
中間純損失						1,704,968
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	21,635	17,884	3,751	14,178	13,603	3,176
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	21,635	17,884	3,751	14,178	13,603	523,131
平成18年11月30日残高(千円)	2,420	17,877	15,457	32,943	158,731	5,071,589

前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書

(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年5月31日残高(千円)	2,590,247	2,343,883	3,545,242		1,388,889
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	5,037,409	5,037,409			10,074,819
株式交換による増加		2,410,512			2,410,512
減資	916,870		916,870		
欠損金の填補		2,343,883	2,343,883		
自己株式の取得				1,877	1,877
当期純損失			9,496,927		9,496,927
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(千円)	4,120,538	5,104,037	6,236,172	1,877	2,986,527
平成18年5月31日残高(千円)	6,710,786	7,447,921	9,781,414	1,877	4,375,416

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成17年5月31日残高(千円)	3,786		3,786	41,000	24,272	1,457,948
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						10,074,819
株式交換による増加						2,410,512
減資						
欠損金の填補						
自己株式の取得						1,877
当期純損失						9,496,927
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	23,001	6	22,995	6,121	120,855	103,982
連結会計年度中の変動額合計(千円)	23,001	6	22,995	6,121	120,855	3,090,509
平成18年5月31日残高(千円)	19,215	6	19,208	47,121	145,128	4,548,458

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 又は中間(当期)純損失()		665,606	1,740,576	9,182,698
減価償却費		196,883	233,544	111,553
減損損失			422,391	1,590,474
連結調整勘定償却額		13,335		
のれん償却額			58,171	58,686
貸倒引当金の増加額 又は減少額()		8,639	16,522	20,155
返品調整引当金の増加額 又は減少額()		74,038	38,192	52,967
受取利息及び受取配当金		7,618	933	18,288
支払利息		26,304	31,410	84,365
新株発行費		20,009		67,736
株式交付費			8,739	
アドバイザー業務収入				240,000
出資金評価損				70,000
匿名組合分配損失				31,944
業務管理等に関わる費用				314,250
過年度持分法による投資損益 為替差損			148,598 2,480	
たな卸資産評価損				46,250
固定資産売却益		2,162	255	2,662
固定資産除却損		11,310	335	11,310
固定資産売却損		892	299	110,669
デリバティブ評価益		134,917		218,087
投資組合収益()又は損失		2,056		26,523
持分法投資利益()又は損失		653	12,627	2,077
匿名組合評価損				99,497
投資有価証券売却損益		28,900	33,394	34,998
関係会社株式売却損		36,676		36,676
投資有価証券評価損			329,802	2,554,136
投資案件に関わる費用				3,169,028
売上債権の増加額() 又は減少額		346,767	128,600	367,788
仕入債務の増加額 又は減少額()		735,525	63,119	900,629
たな卸資産の増加額() 又は減少額		284,715	102,378	379,606
未収入金の増加額() 又は減少額		266,468	90,639	3,744
前渡金の増加額() 又は減少額		104,454	75,414	114,658
前受金の増加額 又は減少額()		141,624	858	144,761
未払消費税の減少額			51,276	
未払金の減少額			341,005	
その他		31,993	36,856	545,362
小計		402,592	1,011,888	1,031,643
利息及び配当金の受取額		4,715	3,284	33
利息の支払額		27,149	32,082	86,610
法人税等の支払額		35,577	86,101	197,949
業務管理等に関わる支出 投資案件に関わる支出				74,250 3,169,028
営業活動による キャッシュ・フロー		460,603	1,126,788	4,559,448

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュフロー計算書 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出			4	200,000
有形固定資産の取得による支出		35,072	2,386	50,399
有形固定資産の売却による収入			2,795	18,775
無形固定資産の取得による支出		304,098	377,657	828,091
無形固定資産の売却による収入		792	51,298	792
投資有価証券の取得による支出		3,858,575		6,194,006
投資有価証券の売却による収入		231,764	148,145	442,097
関係会社株式の取得による支出		319,204	13,200	359,441
新規投資案件に関する支出		400,000		
関係会社株式売却による収入		98,575		98,575
出資金の売却による収入			27,000	38,883
貸付による支出		831,816	1,349,240	710,000
貸付金の回収による収入		355,234	116,137	916,645
敷金保証金差入による支出		57,234	3,053	104,218
敷金保証金返還による収入		53,706	7,159	54,883
出資金の払込による支出			10,500	
アドバイザー業務による収入				240,000
その他		8,584	2,240	16,827
投資活動による キャッシュ・フロー		5,057,345	1,405,745	6,618,678
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加額 又は純減少額()		1,020,320	2,000,000	2,138,617
長期借入れによる収入			640,000	
長期借入金の返済による支出		729,090	592,652	805,406
株式の発行による収入		4,585,489	1,691,212	9,888,954
社債の発行による収入			1,500,000	
自己株式の取得による支出				1,877
社債の償還による支出		202,000	202,028	704,000
新株予約権の発行による収入		99,914		141,614
新株予約権の買入消去による 支出			14,178	
その他		397		21,026
財務活動による キャッシュ・フロー		4,774,237	1,022,353	10,678,929
現金及び現金同等物の 減少額()		743,712	1,510,180	499,197
現金及び現金同等物の 期首残高		2,324,585	2,123,388	2,324,585
新規連結子会社の取得に 伴う現金同等物の増加高		98,506		298,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,679,380	613,207	2,123,388

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)</p>
<p>当社グループは、当中間連結会計期間において 460,603千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当中間連結会計期間のマイナスの営業キャッシュ・フローは、主に第2四半期連結会計期間の売上に対する売上債権及び未収金の回収が第3四半期連結会計期間以降の入金予定となっているものが多く、当中間連結会計期間末における売上債権及び未収金が増加したことにより生じたものであります。</p> <p>当社グループは当該状況を解消すべく、連結子会社2社の売却による不採算事業の整理を実施するとともに、(株)ソートップ及び(株)ミュージックランド等を連結子会社とし、収益獲得の拡大及び売上債権・未収金の早期回収に努めることにより、営業キャッシュ・フローの改善を計画しております。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、前連結会計年度に続き当中間連結会計期間において1,704,968千円と多額の中間純損失を計上しております。また、当中間連結会計期間に1,126,788千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当中間連結会計期間の重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの主要因は、グループ全体で多額の固定費が発生していること、仕入れたコンテンツが十分なキャッシュ・フローを獲得できなかったことによるものであります。固定費の主要な部分は、人件費、業務委託費および家賃で発生しております。また、映像・音楽・出版などのコンテンツでは、リクープ（出資額までの回収）が果たせないタイトルが多く発生しており、加えて、売上を拡大するためにかけた広告宣伝費の効果が十分に得られなかったことなどにより前連結会計年度から引き続きマイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。</p> <p>この状況を解消すべく、コンテンツ事業の不採算子会社の整理・統合の推進および人員の削減等により人件費を中心に固定費の削減をはかる方針です。また、コンテンツ事業ではリリースするタイトルの収益性検討をより厳格に行い、リクープ（出資額までの回収）以上の投資効果が得られる可能性の高いタイトルのみをリリースすることを継続して推進してまいります。</p> <p>また、財務体質強化のため平成19年1月11日に転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行し1,050,000千円を調達するとともに貸付金の回収を行ってまいりました。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、前連結会計年度に3,764,568千円、当連結会計年度に9,496,927千円と多額の当期純損失を計上しております。また、前連結会計年度に1,012,796千円、当連結会計年度に785,043千円と、継続的に営業損失を計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。さらに、当連結会計年度に4,559,448千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当連結会計年度のマイナスの営業キャッシュ・フローは、主として仕入れたコンテンツが十分なキャッシュ・フローを生まなかったこと、投資案件に関し外部への報酬の支払いが多額に発生したこと等により生じたものであります。</p> <p>コンテンツ事業は映像・音楽・出版ともにリクープ（出資額までの回収）が果たせないタイトルが発生していること、売上を高めるためにかけた広告宣伝費の効果が十分に得られなかったことなどにより営業赤字となっておりますが、リリースするタイトルの収益性検討をより厳格に行うことを意思決定プロセスに組み入れることにより、リクープできるタイトルの確率を引き上げるよう努める所存であります。</p> <p>流通事業は利益を計上しておりますが、今後も安定的継続的に利益を計上できるようにマーケット状況および競合状況に注視し、必要な投資を行っていく所存であります。また、在庫管理をさらに徹底することによりキャッシュ・フローの最適化も行っていく所存であります。</p> <p>不採算部門であるファイナンス事業については、閉鎖することにより新たな損失の発生を防ぐ所存であり、また、IT事業についてはコンテンツ事業および流通事業への電子商取引部分でのサポートを行うことでグループとしての収益により貢献することをはかっていく所存であります。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 10社</p> <p>(2) 主要な連結子会社の名称 (株)アーティストハウス パブリッシャーズ (株)アーティストフィルム (株)BBMC (株)ツートップ (株)アーティストハウス インベストメント (株)翔年社 (株)ミュージックランド (株)アーティストハウス ソリューションズ (株)ジーワン Artist House Investment Asia Limited</p> <p>上記の内、(株)ミュージックランドについては、当中間連結会計期間において株式を取得し、(株)ツートップ及び(株)ジーワンについては当中間連結会計期間において株式交換により株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、(株)アーティストハウスソリューションズ及びArtist House Investment Asia Limitedについては、当中間連結会計期間において新たに設立し持分を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、(株)ワイズポリシー及び(株)クロスワープについては、当中間連結会計期間に保有株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。(株)ブロードバンドミュージックコミュニケーションズは、平成17年7月26日付けで(株)BBMCに商号変更を行っております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 13社</p> <p>(2) 主要な連結子会社の名称 (株)アーティストハウス パブリッシャーズ (株)アーティストフィルム (株)BBMC (株)ツートップ (株)アーティストハウス インベストメント (株)翔年社 (株)ミュージックランド (株)アーティストハウス ソリューションズ (株)ジーワン Artist House Investment Asia Limited (株)Fou (株)アーティストハウス エンタテインメント (株)アンティコルムジャパン なお、(株)アーカイブゲート については、支配関係がなく なったため当社の子会社では なくなっております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 13社</p> <p>(2) 主要な連結子会社の名称 同左</p> <p>上記の内、(株)ミュージックランドについては、当中間連結会計期間において株式を取得し、(株)ツートップ、(株)ジーワン及び(株)Fouについては当連結会計年度において株式交換により株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、(株)アーティストハウスソリューションズ、Artist House Investment Asia Limited、(株)アーティストハウスエンタテインメント及び(株)アンティコルムジャパンにおいては、当連結会計年度において新たに設立し持分を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、(株)ワイズポリシー及び(株)クロスワープについては、当連結会計年度に保有株式を全て売却したため、連結の範囲から除外しております。(株)ブロードバンドミュージックコミュニケーションズは、平成17年7月26日付けで(株)BBMCに社名変更を行っております。</p> <p>(3) 主要な非連結子会社の名称等 (株)アーカイブゲート (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社の数 1社</p> <p>(2) 主要な持分法適用関連会社の名称 ㈱BBパート 持分法適用会社であった㈱ファントム・フィルムは、当中間連結会計期間に保有株式を全て売却したため、持分法適用会社から除外しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社の数 4社</p> <p>(2) 主要な持分法適用関連会社の名称 ㈱BBパート Antiquorum S.A. Antiquorum USA, Inc. C2C Time, Inc. なお、㈱アーカイブゲートについては、支配関係がなくなったため持分法を適用していない非連結子会社ではなくなっております。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社の数 4社</p> <p>(2) 主要な持分法適用関連会社の名称 同左 Antiquorum S.A.、Antiquorum USA, Inc.、C2C Time, Inc.の3社については、当連結会計年度において株式を取得したため、持分法適用会社を含めております。</p> <p>なお、持分法適用会社であった㈱ファントム・フィルムは、当連結会計年度に保有株式を全て売却したため、持分法適用会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結子会社 適用関連会社（㈱アーカイブゲート）は、当期純損益及び利益剰余金等からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち(株)ミュージックランドの中間決算日は8月31日、(株)ジーワンの中間決算日は9月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち(株)ミュージックランドの中間決算日は8月31日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>またArtist House Investment Asia Limitedの中間決算日は8月31日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>3 連結子会社の決算日等に関する事項</p> <p>連結子会社のうち(株)ミュージックランドの決算日は2月末日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>ただし、3月1日から連結決算日5月31日の間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>また、Artist House Investment Asia Limitedの決算日は2月末日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、(株)ジーワンの決算日は3月31日でありましたが、5月31日に変更したため、連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の期末財務諸表を使用しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>デリバティブ 時価法 たな卸資産</p> <p>(イ)製品 移動平均法による原価法</p> <p>(ロ)商品 個別法による原価法</p> <p>(ハ)映像使用权 見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p> <p>(追加情報) 従来、映像使用权につきましては、24ヶ月の定額法による償却方法を採用していましたが、前連結会計年度下期から見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間は変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失はそれぞれ83,129千円少なく、税金等調整前中間純損失は944,758千円少なく計上されております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ)製品 同左</p> <p>(ロ)商品 同左</p> <p>(ハ)映像使用权 見積回収期間(1年)にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>(イ)製品 同左</p> <p>(ロ)商品 同左</p> <p>(ハ)映像使用权 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(二)出版権 営業の用に供した時点及びその翌月にそれぞれ20%ずつ償却し、残り60%を34ヶ月の定額法に基づき償却しております。</p> <p>(ホ)仕掛品 個別法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 主として定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 8～60年 車両運搬具 2～6年 工具器具備品 4～18年</p> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(二)出版権 同左</p> <p>(ホ)仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>	<p>(二)出版権 同左</p> <p>(ホ)仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>返品調整引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の売買利益相当額を計上しております。</p> <p>返品損失引当金 一部の連結子会社は製品の返品による損失に備えるため、将来の返品見込額の全額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 -</p> <p>退職給付引当金 一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当中間連結会計期間末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職による要支額を計上する簡便法）に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p> <p>返品損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p> <p>返品損失引当金 同左</p> <p>賞与引当金 一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職による要支額を計上する簡便法）に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理及び金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)金利スワップ (ヘッジ対象)借入金 ヘッジ方針 金利変動リスクを回避するため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間連結会計期間の費用として処理しております。 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書又は中間事業報告書の財産及び損益の状況に基づいて、組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方針 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。 任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

[次へ](#)

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これにより、税金等調整前当期純利益は1,590,474千円減少しております。</p>
	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間は、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(退職給付に係る会計基準) 当中間連結会計期間は、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成17年3月16日企業会計基準第3号)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会 平成17年3月16日企業会計基準第7号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(退職給付に係る会計基準) 当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成17年3月16日企業会計基準第3号)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会 平成17年3月16日企業会計基準第7号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、4,879,914千円であります。 なお、中間連結財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間連結貸借対照表の「純資産の部」については、改正後の中間連結財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、4,356,208千円であります。 なお、連結財務諸表等規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の「純資産の部」については、改正後の連結財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の扱い)</p> <p>当中間連結会計期間より、(「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前中間連結会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間連結会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)のうち時価のないものについては、従来原価法による会計処理をしておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となり、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から営業投資目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、組合の純資産及び収益・費用を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券(流動資産)及び収益・費用として計上する方法に、営業投資目的以外の目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、組合の純資産及び純損益を当社及び連結子会社出資持分割合に応じて、投資有価証券(投資その他の資産)及びその他有価証券評価差額金(純資産の部)として計上する方法に、それぞれ変更しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であるため記載を省略しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 「短期貸付金」は前中間連結会計期間末は、流動資産の「その他」に含めて表示していましたが、当連結中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「短期貸付金」の金額は、85,397千円であります。</p> <p>2. 「投資有価証券」は前中間連結会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「投資有価証券」の金額は、59,898千円であります。</p> <p>3. 「証券取引法等の一部を改正する法律」(第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となったこと、及び「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資を「投資有価証券」に計上する方法に変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末の「投資有価証券」に含まれる当該出資の額は237,260千円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「前受金の増加額又は減少額()」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示していましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれている「前受金の増加額又は減少額()」は18,228千円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローの「未払金の減少額()」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示していましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>2. 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>1. 当社は、平成17年11月4日開催の当社取締役会において、平成18年2月8日開催予定の臨時株主総会に、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会で可決承認されました。</p> <p>(1)資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2)減少する資本の額 資本金916,870千円</p> <p>(3)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4)減資のスケジュール 取締役会決議日: 平成17年11月4日 臨時株主総会基準日: 平成17年11月30日 臨時株主総会開催日: 平成18年2月8日 債権者異議申述公告: 平成18年2月9日 債権者異議申述最終期日: 平成18年3月9日 減資の効力発生日: 平成18年3月10日</p> <p>2. 当社は平成17年12月21日開催の当社取締役会において、新株予約権の発行を実施することを決議いたしました。平成18年1月19日開催の当社取締役会において、同新株予約権の発行の一旦中止を決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)新株予約権の名称: (株)アーティストハウスホールディングス第10回新株予約権</p> <p>(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数: 当社普通株式4,120株 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3)新株予約権の発行総数: 4,120</p> <p>(4)新株予約権の発行価額: 1個につき25,400円</p> <p>(5)新株予約権の発行価額総額: 104,648千円</p> <p>(6)募集の方法: 第三者割当の方法による</p>	<p>1. 当社は、平成18年8月30日開催の第7回定時株主総会において、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本及び資本準備金の減少について決議し、平成18年10月2日に効力発生いたしました。</p> <p>(1)資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2)減少する資本の額 資本金 2,793,116千円 資本準備金5,258,100千円</p> <p>(3)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4)減資のスケジュール 取締役会決議日: 平成18年8月2日 定時株主総会決議日: 平成18年8月30日 債権者異議申述公告: 平成18年8月31日 債権者異議申述最終期日: 平成18年9月30日 減資の効力発生日: 平成18年10月2日</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(7)新株予約権の行使に際して払 込むべき金額: 1個につき279,600円 (1株につき279,600円)</p> <p>(8)新株予約権の行使に際して払 込むべき金額の総額: 1,151,952千円</p> <p>(9)新株予約権の行使により発行 する株式の発行価額: 1個につき305,000円 (1株につき305,000円)</p> <p>(10)新株予約権の行使により発行 する株式の発行価額の総額: 1,256,600千円</p> <p>3. 当社は平成17年12月21日開催 の取締役会において、第三者割当増 資を実施することを決議いたしま したが、平成18年 1月19日開催の取 締役会において、同第三者割当増資 実施の一旦中止を決議いたしました。 詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類及び数 普通株式10,965株</p> <p>(2)発行価額 1株につき274,000円</p> <p>(3)発行総額: 3,004,410千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れ る額: 1株につき137,000円</p> <p>(5)発行のスケジュール申込期 間:平成18年 1月13日 ~平成18年 1月19日 払込期日:平成17年 1月20日 配当起算日:平成17年12月 1日</p> <p>(6)資金用途: M&A資金及び運転資金</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>4. 当社は平成18年 1月19日付で一旦中止を決議した第三者割当増資に関し、平成18年 1月30日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。同年 2月 7日開催の取締役会において、同第三者割当増資の実施を中止することを決議いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類及び数 普通株式15,650株</p> <p>(2)発行価額： 1株につき191,000円</p> <p>(3)発行総額：2,989,150千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額： 1株につき95,500円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間：平成18年 2月 8日 ～平成18年 2月14日 払込期日：平成18年 2月15日 配当起算日：平成17年12月 1日</p> <p>(6)資金使途 M&A資金、短期借入金の返済及び 運転資金</p>		

[前へ](#) [次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年11月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)	前連結会計年度末 (平成18年5月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">177,701千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">182,320千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">174,354千円</p>
<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <p>預金 30,004千円</p> <p>建物 132,045千円</p> <p>土地 1,604,880千円</p> <hr/> <p>計 1,766,930千円</p> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <p>短期借入金 7,500千円</p> <p>一年内長期借入金 195,680千円</p> <p>長期借入金 476,220千円</p> <hr/> <p>計 679,400千円</p>	<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <p>預金 230,009千円</p> <p>投資有価証券 195,063千円</p> <p>建物 106,570千円</p> <p>土地 1,464,827千円</p> <hr/> <p>計 1,996,471千円</p> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <p>短期借入金 1,200,000千円</p> <p>一年内長期借入金 98,000千円</p> <hr/> <p>計 1,298,000千円</p> <p>(ハ)土地につきましては、銀行借入金377,250千円に対する根抵当権(極度額594,000千円)が設定されております。</p> <p>(ニ)次の第三者の賃料について、債務保証を行っております。</p> <p>SAEKI CAPITAL(株) 5,909千円</p>	<p>2 担保に供している資産及びこれに対応する債務</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <p>預金 220,004千円</p> <p>投資有価証券 1,754,881千円</p> <p>建物 111,064千円</p> <p>土地 1,464,827千円</p> <hr/> <p>計 3,550,776千円</p> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <p>短期借入金 2,000,000千円</p> <p>一年内長期借入金 448,050千円</p> <p>長期借入金 62,600千円</p> <hr/> <p>計 2,510,650千円</p> <p>(ハ) 同左</p> <p>(ニ) 同左</p>
<p>3 (1)当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 110,000千円</p> <p>借入実行残高 100,000千円</p> <hr/> <p>差引額 10,000千円</p>	<p>3 (1)当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 110,000千円</p> <p>借入実行残高 100,000千円</p> <hr/> <p>差引額 10,000千円</p> <p>(2)当社関連会社(Antiqorum S.A)は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出 \$10,000,000</p> <p>貸出実行残高 \$10,000,000</p> <hr/> <p>差引額 \$ 0</p>	<p>3 (1)当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 110,000千円</p> <p>借入実行残高 100,000千円</p> <hr/> <p>差引額 10,000千円</p> <p>(2)当社関連会社(Antiqorum S.A)は、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額及び貸出 \$10,000,000</p> <p>貸出実行残高 -</p> <hr/> <p>差引額 \$10,000,000</p>
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等と仮受消費税は相殺のうえ、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)																																															
<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>7,139千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>146,634千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>61,215千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰勞引当金繰入額</td><td>750千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>220,718千円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	7,139千円	給与手当	146,634千円	役員報酬	61,215千円	役員退職慰勞引当金繰入額	750千円	業務委託費	220,718千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当</td><td>234,766千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>120,123千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>186,914千円</td></tr> <tr><td>退職慰勞引当金繰入額</td><td>19,070千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>4,991千円</td></tr> </table>	給与手当	234,766千円	役員報酬	120,123千円	広告宣伝費	186,914千円	退職慰勞引当金繰入額	19,070千円	賞与引当金繰入額	4,991千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>242,360千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td>373,150千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>185,458千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰勞引当金組入額</td><td>13,408千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金組入額</td><td>9,105千円</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>328,509千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td>420,831千円</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	242,360千円	給与手当	373,150千円	役員報酬	185,458千円	役員退職慰勞引当金組入額	13,408千円	賞与引当金組入額	9,105千円	広告宣伝費	328,509千円	業務委託費	420,831千円													
貸倒引当金繰入額	7,139千円																																																
給与手当	146,634千円																																																
役員報酬	61,215千円																																																
役員退職慰勞引当金繰入額	750千円																																																
業務委託費	220,718千円																																																
給与手当	234,766千円																																																
役員報酬	120,123千円																																																
広告宣伝費	186,914千円																																																
退職慰勞引当金繰入額	19,070千円																																																
賞与引当金繰入額	4,991千円																																																
貸倒引当金繰入額	242,360千円																																																
給与手当	373,150千円																																																
役員報酬	185,458千円																																																
役員退職慰勞引当金組入額	13,408千円																																																
賞与引当金組入額	9,105千円																																																
広告宣伝費	328,509千円																																																
業務委託費	420,831千円																																																
<p>2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>ソフトウェア</td><td>2,162千円</td></tr> </table>	ソフトウェア	2,162千円	<p>2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>車両運搬具</td><td>255千円</td></tr> </table>	車両運搬具	255千円	<p>2 -</p>																																											
ソフトウェア	2,162千円																																																
車両運搬具	255千円																																																
<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>9,156千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>2,153千円</td></tr> </table>	建物	9,156千円	工具器具備品	2,153千円	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>車輛運搬具</td><td>195千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>140千円</td></tr> </table>	車輛運搬具	195千円	工具器具備品	140千円	<p>3 -</p>																																							
建物	9,156千円																																																
工具器具備品	2,153千円																																																
車輛運搬具	195千円																																																
工具器具備品	140千円																																																
<p>4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>電話加入権</td><td>892千円</td></tr> </table>	電話加入権	892千円	<p>4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>車輛運搬具</td><td>299千円</td></tr> </table>	車輛運搬具	299千円	<p>4 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>建物</td><td>108,515千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td>2,153千円</td></tr> </table>	建物	108,515千円	工具器具備品	2,153千円																																							
電話加入権	892千円																																																
車輛運搬具	299千円																																																
建物	108,515千円																																																
工具器具備品	2,153千円																																																
<p>5 当中間連結会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本社</td><td>コンテンツ事業関連</td><td>映像コンテンツ</td><td>287,447</td></tr> <tr><td>本社</td><td>コンテンツ事業関連</td><td>音楽コンテンツ</td><td>55,969</td></tr> <tr><td>本社</td><td>遊休資産</td><td>建物</td><td>12,574</td></tr> <tr><td>本社</td><td>遊休資産</td><td>器具備品</td><td>16,102</td></tr> <tr><td>本社</td><td>コンテンツ事業関連</td><td>のれん</td><td>22,297</td></tr> <tr><td>本社</td><td>コンテンツ事業関連</td><td>のれん</td><td>13,200</td></tr> <tr><td>本社</td><td>ファイナンス事業関連</td><td>のれん</td><td>14,800</td></tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (千円)	本社	コンテンツ事業関連	映像コンテンツ	287,447	本社	コンテンツ事業関連	音楽コンテンツ	55,969	本社	遊休資産	建物	12,574	本社	遊休資産	器具備品	16,102	本社	コンテンツ事業関連	のれん	22,297	本社	コンテンツ事業関連	のれん	13,200	本社	ファイナンス事業関連	のれん	14,800	<p>5 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本社</td><td>ゲームコンテンツ</td><td>ソフトウェア</td><td>521,850</td></tr> <tr><td>本社</td><td>コンテンツ事業関連</td><td>のれん</td><td>789,923</td></tr> <tr><td>本社</td><td>流通事業関連</td><td>のれん</td><td>278,701</td></tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	金額 (千円)	本社	ゲームコンテンツ	ソフトウェア	521,850	本社	コンテンツ事業関連	のれん	789,923	本社	流通事業関連	のれん	278,701
場所	用途	種類	金額 (千円)																																														
本社	コンテンツ事業関連	映像コンテンツ	287,447																																														
本社	コンテンツ事業関連	音楽コンテンツ	55,969																																														
本社	遊休資産	建物	12,574																																														
本社	遊休資産	器具備品	16,102																																														
本社	コンテンツ事業関連	のれん	22,297																																														
本社	コンテンツ事業関連	のれん	13,200																																														
本社	ファイナンス事業関連	のれん	14,800																																														
場所	用途	種類	金額 (千円)																																														
本社	ゲームコンテンツ	ソフトウェア	521,850																																														
本社	コンテンツ事業関連	のれん	789,923																																														
本社	流通事業関連	のれん	278,701																																														

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
	<p>当社グループは、投資先(関係会社)ごとに資産をグルーピングしております。グルーピングの単位である各投資先のうち(株)B B M C、(株)アーティストフィルムにおいては、現状では黒字化の見通しが立っておらず、営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込であるため、これらの事業のために取得したコンテンツの権利等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <p>また、(株)アーティストハウスホールディングスの所有する固定資産のうち遊休資産の認定を行った上記建物及び器具備品についても帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <p>さらに(株)アーティストハウスインベストメント、(株)翔年社及び(株)B B M Cにおいては、現状では黒字化の見通しが立っておらず、営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込であるため、これらの事業に使用している「のれん」について帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。</p> <p>これらの減少額(422,391千円)は減損損失として特別損失に計上しております。当中間連結会計期間の減損損失測定に使用した回収可能価額は正味売却価額及び使用価値であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却可能価額及び使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを年率5%で割り引いて算定しております。</p>	<p>当社グループは、投資先(関係会社)ごとに資産をグルーピングしております。グルーピングの単位である各投資先のうち、(株)アーティストハウスパブリッシャーズ、(株)F o u及び(株)ツートップにおいては、現状では黒字化の見通しが立っておらず、営業活動から生ずる損益及びキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込であるため、これらの事業に使用しているソフトウェア及び「のれん」について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,590,474千円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却可能価額及び使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを年率5%で割り引いて算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	当中間連結会計 期間増加	当中間連結会計 期間減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	138,680	78,898	-	217,578
合計	138,680	78,898	-	217,578

(注)普通株式の発行済株式総数の増加78,898株は下記による増加であります。

1. 第三者割当増資による60,282株
2. 第2回転換社債型新株予約権付社債の行使による増加18,616株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	当中間連結会計 期間増加	当中間連結会計 期間減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	7	-	-	7

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間 末残高 (千円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	1,220	-	-	1,220	-
	第2回新株予約権	普通株式	164	-	-	164	-
	第3回新株予約権	普通株式	80	-	-	80	-
	第4回新株予約権	普通株式	1,164	-	-	1,164	-
	第5回新株予約権	普通株式	492	-	-	492	-
	第6回新株予約権	普通株式	6,428	-	-	6,428	32,943
	第11回新株予約権	普通株式	10,461	-	10,461	-	-
	第12回新株予約権	普通株式	4,330	-	-	4,330	-
	第2回新株予約権付社債	普通株式	-	35,460	18,617	16,843	-
	第3回新株予約権付社債	普通株式	-	17,730	-	17,730	-
合計			24,339	53,190	27,078	48,451	32,943

- (注) 1. 第11回新株予約権の当中間連結会計期間の減少は、買入償却によるものであります。
2. 第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の当中間連結会計期間の増加は、新規に発行したものであります。
3. 第2回新株予約権付社債の当中間連結会計期間の減少は、行使によるもの18,616株及び交付予定株式数の端株切り捨てに伴うもの1株であります。

前連結会計年度(自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	21,550	117,130	-	138,680
合計	21,550	117,130	-	138,680

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加117,130株は下記による増加であります。

1. (株)ソートップ株式交換による760株
2. 株式分割による67,281株
3. 第三者割当増資による10,000株
4. (株)ジーワン株式交換による3,840株
5. (株)F o u 株式交換による2,400株
6. (株)ワンネーション新株引受権による30株
7. 第1回新株予約権行使による40株
8. 第2回新株予約権行使による102株
9. 第3回新株予約権行使による22株
10. 第4回新株予約権行使による609株
11. 第5回新株予約権行使による102株
12. 第6回新株予約権行使による1,572株
13. 第7回新株予約権行使による7,360株
14. 第8回新株予約権行使による3,239株
15. 第11回新株予約権行使による19,773株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間末増加	当中間連結会計期間末減少	当中間連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成12年2月25日新株引受権	普通株式	30	-	30	-	-
	第1回新株予約権	普通株式	345	915	40	1,220	-
	第2回新株予約権	普通株式	92	174	102	164	-
	第3回新株予約権	普通株式	27	75	22	80	-
	第4回新株予約権	普通株式	450	1,323	609	1,164	-
	第5回新株予約権	普通株式	150	444	102	492	-
	第6回新株予約権	普通株式	2,000	6,000	1,572	6,428	32,943
	第7回新株予約権	普通株式	-	7,360	7,360	-	-
	第8回新株予約権	普通株式	-	6,700	6,700	-	-
	第9回新株予約権	普通株式	-	4,326	4,326	-	-
	第11回新株予約権	普通株式	-	30,234	19,773	10,461	14,178
	第12回新株予約権	普通株式	-	4,330	-	4,330	-
合計			3,094	61,881	40,636	24,339	47,121

- (注) 1. 平成12年2月25日新株引受権の当連結会計年度減少は、新株引受権の行使によるものであります。
2. 第1回～第6回新株予約権の当連結会計年度増加は、平成17年9月30日付で当社株式1株を4株に分割したことに伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。
3. 第1回～第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
4. 第7回新株予約権の当連結会計年度増加のうち、5,192株は新株予約権の発行によるもの、2,168株は行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。
5. 第7回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
6. 第8回新株予約権の当連結会計年度増加のうち、4,326株は新株予約権の発行によるもの、2,373株は行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。
7. 第8回新株予約権の当連結会計年度減少のうち、3,239株は新株予約権の行使によるもの、3,461株は新株予約権の権利放棄によるものであります。
8. 第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
9. 第9回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利放棄によるものであります。
10. 第10回新株予約権は発行決議後に発行を中止しております。
11. 第11回新株予約権の当連結会計年度増加のうち、15,384株は新株予約権の発行によるもの、14,849株は行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。
12. 第11回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
13. 第11回新株予約権の当連結会計年度末残高は、行使価額の修正に伴う新株予約権の目的となる株式の数の調整後の株式数を記載しております。
14. 第12回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。また、新株予約権については平成19年2月7日より権利行使が可能となります。
15. 上表の新株予約権のうち、第11回までの新株予約権についてはすべて権利行使が可能なものであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係
現金及び預金勘定 1,709,384千円	現金及び預金勘定 843,217千円	現金及び預金勘定 2,353,392千円
預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 30,004千円	預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 230,009千円	預金期間が3ヶ月を 超える定期預金 230,004千円
現金及び現金同等物 1,679,380千円	現金及び現金同等物 613,207千円	現金及び現金同等物 2,123,388千円

[前へ](#)[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価格 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>4,057</td> <td>2,569</td> <td>1,487</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,057</td> <td>2,569</td> <td>1,487</td> </tr> </tbody> </table>		取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	4,057	2,569	1,487	合計	4,057	2,569	1,487	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価格 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>9,212</td> <td>6,545</td> <td>2,806</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,212</td> <td>6,545</td> <td>2,806</td> </tr> </tbody> </table>		取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	9,212	6,545	2,806	合計	9,212	6,545	2,806	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価格 相当額 (千円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 備品</td> <td>8,286</td> <td>4,918</td> <td>3,368</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,286</td> <td>4,918</td> <td>3,368</td> </tr> </tbody> </table>		取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具 備品	8,286	4,918	3,368	合計	8,286	4,918	3,368
	取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																			
工具器具 備品	4,057	2,569	1,487																																			
合計	4,057	2,569	1,487																																			
	取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	中間期末 残高 相当額 (千円)																																			
工具器具 備品	9,212	6,545	2,806																																			
合計	9,212	6,545	2,806																																			
	取得価格 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																			
工具器具 備品	8,286	4,918	3,368																																			
合計	8,286	4,918	3,368																																			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 829千円 1年超 703千円 合計 1,533千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1,488千円 1年超 1,228千円 合計 2,716千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,687千円 1年超 1,752千円 合計 3,439千円																																				
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 168千円 減価償却費相当額 142千円 支払利息相当額 13千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 967千円 減価償却費相当額 921千円 支払利息相当額 32千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,259千円 減価償却費相当額 1,201千円 支払利息相当額 47千円																																				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数として、残存価格を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
(5) 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																				

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年11月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	200,585	257,259	56,674
その他	10,746	10,286	460
計	211,332	267,546	56,214

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	3,575,357
投資事業組合	237,260
新株予約権	3,000
その他	1,000

当中間連結会計期間末(平成18年11月30日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	198,573	206,386	7,813
その他	57,300	57,300	-
計	255,873	263,686	7,813

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	1,023,430
投資事業組合	74,234
新株予約権	5,107

前連結会計年度(平成18年5月31日現在)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	686,350	676,177	10,172
計	686,350	676,177	10,172

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,037,930
投資事業組合	229,260
新株予約権	3,000

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成17年11月30日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	1,901,700	1,842,667	59,432
金利	スワップ取引	500,000	12,904	12,904
合計		2,401,700	1,829,363	72,336

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間末(平成18年11月30日現在)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
通貨	為替予約取引	-	-	-
金利	スワップ取引	500,000	5,389	5,389
合計		500,000	5,389	5,389

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前連結会計年度末(平成18年5月31日現在)

区分	種類	契約額等(千円)	契約額等のうち1 年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以 外の取引	金利スワップ取引 変動受取 固定支払	584,500	584,500	7,152	7,152
合計		584,500	584,500	7,152	7,152

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

当該中間連結会計期間に、新たに付与されたストックオプションはございません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

	コンテンツ 事業 (千円)	流通事業 (千円)	ファイナ ンス事業 (千円)	I T 事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,939,567	2,359,700		380	4,299,648		4,299,648
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,430			19,863	21,294	(21,294)	
計	1,940,998	2,359,700		20,243	4,320,942	(21,294)	4,299,648
営業費用	1,791,101	1,907,136	13,299	29,228	3,740,765	226,012	3,966,777
営業利益又は営業損失()	149,897	452,564	13,299	8,984	580,177	(247,306)	332,870

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な内容

(1) コンテンツ事業.....書籍の製作・出版・販売、ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、映画制作出資及び映像企画製作、音楽コンテンツのデジタル配信及び音楽企画製作等

(2) 流通事業.....楽器販売、映像パッケージ等の二次流通等

(3) ファイナンス事業...投資事業組合への出資を通じた株式売買及び有価証券の売買、その他金融・投資事業等

(4) I T 事業.....eコマース、Web開発・マーケティング、及びソフトウェアの開発・製造・販売等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は323,962千円であり、その主なものは管理部門の費用及び全社経費等であります。

4 事業区分の変更

事業区分につきましては、従来「映像事業」、「出版事業」、「Eコマース事業」及び「その他」の4事業に区分しておりましたが、当連結会計年度より「コンテンツ事業」、「流通事業」、「ファイナンス事業」及び「I T 事業」の4区分に変更しております。

この変更は、当社グループが前連結会計年度に子会社の売却等不採算事業の整理を実施するとともに、当中間連結会計期間より株式会社ツートップ、株式会社ミュージックランド、株式会社アーティストハウスソリューションズ、Artist House Investment Asia Limited、株式会社ジーワンの5社が当社グループに加わったことにより、事業構造が大きく転換したことを契機に、各事業の実態及び収益構造を適切に開示し、事業の種類別セグメント情報の有効性をより高めるために行ったものであります。

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

	コンテンツ 事業 (千円)	流通事業 (千円)	ファイナ ンス事業 (千円)	I T事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	738,068	1,808,563		99,856	2,646,489		2,646,489
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	755	23,926		14,315	38,997	(38,997)	
計	738,824	1,832,490		114,171	2,685,486	(38,997)	2,646,489
営業費用	1,037,636	1,836,511	37,320	113,611	3,025,079	371,035	3,396,115
営業利益又は営業損失()	298,812	4,021	37,320	560	339,593	(410,033)	749,626

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な内容

(1) コンテンツ事業.....書籍の製作・出版・販売、ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、映画制作出資及び映像企画製作、音楽コンテンツのデジタル配信及び音楽企画製作等

(2) 流通事業.....楽器販売、映像パッケージ等の二次流通等

(3) ファイナンス事業...投資事業組合への出資を通じた株式売買及び有価証券の売買、その他金融・投資事業等

(4) I T事業.....eコマース、Web開発・マーケティング、及びソフトウェアの開発・製造・販売等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は410,033千円であり、その主なものは管理部門の費用及び全社経費等であります。

前連結会計年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

	コンテ ンツ 事業 (千円)	流通事業 (千円)	ファイナ ンス事業 (千円)	I T事業 (千円)	計 (千円)	消去又 は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,412,951	4,285,724		55,709	7,754,384		7,754,384
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,163			52,919	63,083	(63,083)	
計	3,423,114	4,285,724		108,628	7,817,467	(63,083)	7,754,384
営業費用	3,661,685	3,924,230	48,495	93,211	7,727,623	811,804	8,539,428
営業利益又は営業損失()	238,571	361,493	48,495	15,417	89,843	(874,887)	785,043

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品等の種類、性質及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な内容

(1) コンテンツ事業.....書籍の製作・出版・販売、ビデオ・DVDの仕入・製造・販売、映画制作出資及び映像企画製作、音楽コンテンツのデジタル配信及び音楽企画製作等

(2) 流通事業.....楽器販売、映像パッケージ等の二次流通等

(3) ファイナンス事業...投資事業組合への出資を通じた株式売買及び有価証券の売買、その他金融・投資事業等

(4) I T事業.....eコマース、Web開発・マーケティング、及びソフトウェアの開発・製造・販売等

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は 874,887千円であり、その主なものは管理部門の費用及び全社経費等であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)								
1株当たり 純資産額 74,578円99銭 1株当たり 中間純利益 4,544円58銭 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 4,154円97銭	1株当たり 純資産額 22,428円96銭 1株当たり 中間純損失 9,238円37銭	1株当たり 純資産額 32,799円88銭 1株当たり 中間純損失 86,415円74銭								
<p>当社は平成17年9月30日付で1株につき4株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結 会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額 33,121円78銭</td> <td>1株当たり 純資産額 16,156円33銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 中間純損失 35,370円40銭</td> <td>1株当たり 当期純損失 72,239円96銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益</td> <td>潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結 会計期間	前連結会計年度	1株当たり 純資産額 33,121円78銭	1株当たり 純資産額 16,156円33銭	1株当たり 中間純損失 35,370円40銭	1株当たり 当期純損失 72,239円96銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>
前中間連結 会計期間	前連結会計年度									
1株当たり 純資産額 33,121円78銭	1株当たり 純資産額 16,156円33銭									
1株当たり 中間純損失 35,370円40銭	1株当たり 当期純損失 72,239円96銭									
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益									

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	-	5,071,589	-
普通株式に係る純資産額(千円)	-	4,879,914	-
差額の主な内訳(千円)			
新株予約権	-	32,943	-
少数株主持分	-	158,731	-
普通株式の発行済株式数(株)	-	217,579	-
普通株式の自己株式数(株)	-	7	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	-	217,572	-

2. 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
1株当たり中間純利益又は 中間(当期)純損失			
中間純利益 又は中間(当期)純損失()(千円)	422,128	1,704,968	9,496,927
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間純利益 又は中間(当期)純損失()(千円)	422,128	1,704,968	9,496,927
普通株式の期中平均株式数(株)	92,886	184,553	109,898
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益			
普通株式増加数(株)	8,710	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の個数 1,200個)	-	-

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)																
<p>1 当社は平成17年11月 8日開催の取締役会決議に基づき、グローバルなエンターテインメントビジネスを展開させるべく、海外エンターテインメントコンテンツの企画・製作・販売を行なう㈱Fouの普通株式200株を平成17年12月 1日に株式交換により取得し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式2,400株を新規発行し、㈱Fouの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株 1株につき当社株12株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月 7日に発行している第 7回新株予約権につき、平成17年12月15日までに権利行使が完了し、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数： 普通株式3,785.19株</p> <p>(2)増加した資本金： 504,170千円</p> <p>(3)増加した資本準備金： 504,170千円</p> <p>(4)新株の配当起算日： 平成17年12月 1日</p> <p>3 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月 7日に発行している第 8回新株予約権につき、平成18年 1月17日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数： 普通株式数3,239.08株</p>	<p>1 ㈱アンティコルムジャパン株式の譲渡について</p> <p>(1)譲渡理由 平成17年12月 9日付でHABSBURG HOLDINGS LTD.及び OSVALDO PATRIZZI と締結した STOCK PURCHASE AGREEMENTの効力発生のため。</p> <p>(2)譲渡する相手の名称 Atiquorum.S.A CEO OSVALDO PATRIZZI</p> <p>(3)譲渡日 平成18年12月 1日</p> <p>(4)売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率</p> <table border="1" data-bbox="587 763 874 898"> <tr> <td>売却する株式</td> <td>100株</td> </tr> <tr> <td>売却価格</td> <td>無償</td> </tr> <tr> <td>売却損益</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>売却後の持分</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>2 ㈱アーティストハウスソリューションズ株式の譲渡について 平成18年11月24日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱アーティストハウスソリューションズの全株式を譲渡することを決議いたしました。</p> <p>(1)譲渡理由 当社のコア事業であるコンテンツ事業及び流通事業に経営資源を重点的に投入するため。</p> <p>(2)譲渡する相手の名称 ㈱アーティストハウスソリューションズ代表取締役 尾形友秀</p> <p>(3)譲渡日 平成18年12月 1日</p> <p>(4)売却する株式の数、売却価格、売却損益及び売却後の持分比率</p> <table border="1" data-bbox="587 1554 874 1688"> <tr> <td>売却する株式</td> <td>100株</td> </tr> <tr> <td>売却価格</td> <td>19,643千円</td> </tr> <tr> <td>売却損益</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>売却後の持分</td> <td>0%</td> </tr> </table>	売却する株式	100株	売却価格	無償	売却損益	0円	売却後の持分	50%	売却する株式	100株	売却価格	19,643千円	売却損益	未定	売却後の持分	0%	<p>1 当社は平成18年 6月12日開催の取締役会決議に基づき、㈱B B M Cの主な事業であります音楽レーベルの企画・運営事業に更に力を注いでいくために平成18年 6月30日付にて株式譲渡契約を締結いたしました。</p> <p>この株式譲渡契約に伴い㈱B B M Cは当社の完全子会社となりました。</p> <p>2 当社は会社法第346条第 4項及び第 6項の規定に基づき平成18年 6月27日開催の監査役会決議でアスカ監査法人を一時会計監査人の職務を行うべき者に選任し、現在に至っております。</p> <p>3 当社は、平成18年 8月 1日開催の取締役会において、第 2回、第 3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第三者割当による新株を発行することを決議しております。</p> <p>(1)第 2回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行価額： 額面100円につき金100円 発行総額：金1,000,000,000円 利率： 本社債には利息は付さない。 償還期限：平成21年 8月18日 払込期日及び発行日： 平成18年 8月16日（水） 新株予約権の内容 転換価額： 1株につき当初28,200円 行使請求期間： 平成18年 8月17日から平成21年 8月 3日までの間 募集の方法：第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda(Cayman) Limitedに割当てる。</p>
売却する株式	100株																	
売却価格	無償																	
売却損益	0円																	
売却後の持分	50%																	
売却する株式	100株																	
売却価格	19,643千円																	
売却損益	未定																	
売却後の持分	0%																	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(2) 増加した資本金：504,166千円</p> <p>(3) 増加した資本準備金： 504,166千円</p> <p>(4) 新株の配当起算日： 平成17年12月 1日</p> <p>4 当社は平成17年12月21日開催の取締役会においてLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited向けに発行しておりました第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を決議し、買入消却を行っております。同時に同社向けに第11回新株予約権の発行をすることを決議し、平成18年 1月24日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第8回新株予約権</p> <p>(1) 買入消却個数：800個</p> <p>(2) 消却方法： 1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第9回新株予約権</p> <p>(1) 買入消却個数：1,000個</p> <p>(2) 消却方法： 1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第11回新株予約権</p> <p>(1) 新株予約権の総数：1,000個</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額： 1個当たり41,700円</p> <p>(3) 発行価額の総額： 41,700,000円</p> <p>(4) 目的となる株式の種類： 当社普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式数： 新株予約権の数に500万円を乗じ、下記の行使価額で除した数</p> <p>(6) 第11回新株予約権 1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。</p> <p>(7) 第11回新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)は、当初、32万5,000円とする。</p>	<p>3 平成18年12月12日に、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行株式数： 普通株式数14,184株</p> <p>(2) 増加した資本金：199,994千円</p> <p>(3) 増加した資本準備金： 199,994千円</p> <p>(4) 新株の配当起算日： 平成18年12月 1日</p> <p>4 当社は、平成18年12月27日開催の取締役会において㈱クオオツを引受先とする第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権を発行することを決議し、平成19年 1月11日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第4回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>(1) 発行価額： 額面100円につき金100円</p> <p>(2) 発行総額：金1,000,000,000円</p> <p>(3) 利率： 本社債に利息は付さない。</p> <p>(4) 償還期限：平成21年 1月11日</p> <p>(5) 払込期日及び発行日： 平成19年1月11日</p> <p>(6) 新株予約権の内容 転換価格： 1株につき当初14,530円 行使請求期間： 平成19年 1月12日から 平成21年 1月11日</p> <p>(7) 募集の方法：第三者割当の方法により、全額を㈱クオオツに割当てる。</p> <p>第13回新株予約権</p> <p>(1) 新株予約権の総数：100個</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額： 1個当たり500,000円</p> <p>(3) 利率 本社債に利息は付さない。</p> <p>(4) 目的となる株式の種類： 当社普通株式</p> <p>(5) 払込期日及び発行日： 平成19年 1月11日</p>	<p>(2) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>発行価額： 額面100円につき金100円</p> <p>発行総額： 金500,000,000円</p> <p>利率： 本社債には利息は付さない。</p> <p>償還期限： 平成21年 8月18日</p> <p>払込期日及び発行日： 平成18年 8月18日(金)</p> <p>新株予約権の内容 転換価格： 1株につき当初28,200円</p> <p>行使請求期間： 平成18年 8月19日から平成21年 8月 3日までの間</p> <p>募集の方法：第三者割当の方法により、全額を株式会社クロニクルに割当てる。</p> <p>(3) 第三者割当による新株式発行</p> <p>発行新株式数：普通株式60,282株</p> <p>発行価格：1株につき28,200円</p> <p>発行価格の総額：1,699,952千円</p> <p>資本組入額：1株につき14,100円</p> <p>申込期間： 平成18年 8月10日(木)から 平成18年 8月15日(火)まで</p> <p>払込期日： 平成18年 8月16日(水)</p> <p>新株券交付日： 平成18年 8月16日(水)</p> <p>割当先及び株式数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社クロニクル 17,730株 ・有限会社ウィローバレー 17,730株 ・エフシーエル投資事業組合 10,638株 ・ニューブリッジ投資事業組合 10,638株 ・TargheelInvestments 3,546株 <p>新株式の継続所有等の取決めにに関する事項： 当社は、割当先より、割当新株式を2年以内に譲渡する場合には、その内容を 当社に報告する旨の確約書を受け入れております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(8) 行使価額は、第11回新株予約権発行の翌暦週以降の毎週最終取引日(以下、「修正日」という。)の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日(修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未満を切捨てた金額に修正される。</p> <p>但し、行使価額は97万5,000円(下記(9)により、行使価額と同様に調整される。)を上回らず、16万2,500円(下記(9)により、行使価額と同様に調整される。)を下回らないものとする。</p> <p>(9) 当社は、第11回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額) / 時価) / (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p> <p>また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。</p>	<p>(6) 第13回新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に1,000万円を乗じた額とする。</p> <p>(7) 第13回新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額は、当初、14,530円とする。</p> <p>(8) 行使価額は、行使請求期間の開始日以後、毎月第1金曜日および第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。))が算出されない日を含まない。</p> <p>決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。))が、(i)直前の行使価額を下回った場合、または(ii)当初行使価額の150%を上回った場合に修正後行使価額に修正される。</p> <p>なお、時価算定期間内に行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p>	<p>前記各号については、証券取引法による届出の効力を条件とします。</p> <p>(4) 発行理由及び調達資金の使途: 上記の差引手取概算額1,689百万円、また同日付で提出しております第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額990百万円及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額495百万円の総額3,174百万円は下記の要件に充当する予定であります。</p> <p>株式会社クロニクルへの返済2,000百万円 Antiquorum.S.A.への貸付約550百万円 有利子負債の圧縮約300百万円 2007年5月期運転資金及び投資資金1,114百万円</p> <p>4 当社は平成18年8月1日開催の取締役会決議に基づきLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに割り当てた第11回新株予約権の残存個数340個全ての買戻申入れをすることを決議いたしました。</p> <p>5 当社は平成18年8月30日開催の定時株主総会において、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その全額を資本の欠損の補填に充てることにより、当期末処理損失8,051,217,272円を解消し、財務体質の健全化を図ることを決議しております。</p> <p>(1) 資本金の額減少の内容 減少する資本の額: 2,793,116,655円 資本金の額の減少がその効力を生ずる日:平成18年10月2日</p> <p>(2) 資本準備金の額減少の内容 減少する資本準備金の額: 5,258,100,617円 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日:平成18年10月2日</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(10) 行使期間：2006年 1月12日から2009年 1月11日(いずれも日本時間)まで。</p> <p>但し、第11回新株予約権の全部が消却される場合には、消却される第11回新株予約権については、消却のための通知に記載された消却期日の前営業日まで。また、当社は、一定の日を、当該日の7日前までに第11回新株予約権者に通知することにより、転換のための非営業日として指定することができる。</p> <p>ただし、かかる非営業日は連続10営業日を超えてはならない。</p> <p>(11) その他の行使条件： 第11回新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>発行価額のうち資本へ組入れる額：第11回新株予約権の行使により発行する株式の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>発行価額のうち資本へ組入れる額：第11回新株予約権の行使により発行する株式の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>第11回新株予約権の譲渡に関する事項：該当なし</p> <p>(12) 第三者割当の方法により全ての第11回新株予約権を Lehman BrothsCommercial Corporation Asia Limitedに割り当てる方法による。</p>	<p>ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。</p> <p>(9) 当社は、第13回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額) / 時価) / (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p> <p>また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>5 当社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき平成18年 1月24日に発行している第11回新株予約権につき、平成18年 2月 8日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行株式数： 普通株式13,619.2株</p> <p>(2) 増加した資本金： 1,159,591千円</p> <p>(3) 増加した資本準備金： 1,159,591千円</p> <p>(4) 新株の配当起算日： 平成17年12月 1日</p> <p>6 当社は平成18年 1月24日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 1月24日に借入をいたしました。</p> <p>(1) その旨及び目的： 買収資金に充当するため</p> <p>(2) 借入先の名称： ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3) 借入金額、借入条件 借入金額：1,150,000千円 借入期間：平成18年 1月24日～平成18年 3月27日 (期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>7 当社は平成18年 1月27日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 1月30日に借入をいたしました。</p> <p>(1) その旨及び目的:買収資金に充当するため</p> <p>(2) 借入先の名称： ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3) 借入金額、借入条件 借入金額：350,000千円 借入期間：平成18年 2月 1日～平成18年 3月27日 (期日一括返済) 利率:4.00%</p>	<p>(10) 本新株予約権の新株予約権者は、株式会社アーティストハウスホールディングス第4回円建無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の全てが転換されたかまたは償還された日の翌日午前9時から平成21年1月11日の午前11時までの間とする。</p> <p>(11) その他の行使条件： 第13回新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第 号記載の資本金等増加限度額から本項第号に定める増加する資本金を減じた額とする。</p> <p>5 当社は、前連結会計年度において実行した貸付金について貸倒引当金(特別損失)682,965千円を計上いたしました。その内310,000千円に関して100,000千円を平成18年12月25日に回収いたしましたので、同額の特別利益が発生いたしました。</p> <p>6 当社は、前連結会計年度において「業務管理等に関わる費用」(特別損失)として314,250千円を計上いたしました。その後減額等の交渉の結果、その内157,500千円を平成19年 1月 9日までに回収いたしましたので、同額の特別利益が発生いたしました。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>9 当社は平成18年 1月16日開催の取締役会において、高額商品オークション事業に参入するためAntiquorum S.A. (本社スイス・ジュネーブ) および同社の関係会社 2社のそれぞれ 50.0%分の株式を当社が譲り受ける旨の基本合意を締結することを決議し、平成18年 1月24日に払い込みを完了いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1) 株式取得の相手方の名称 名称 : Habsburg Holding Ltd.</p> <p>(2) 買収する会社の名称、事業内容、規模 名称 : Antiquorum S.A., Antiquorum Auctioneers, INC., C2C Time, Inc. 事業内容: 時計オークション事業 規模 : 株主資本187百万円</p> <p>(3) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:1,050株 取得価額:30万ドル 持分比率:50%</p> <p>(4) 支払資金の資金調達及び支払方法 調達方法 : サンライズファイナンス(株)からの借入及び(株)なが多(現 (株)クロニクル)からの借入</p> <p>10 当社は平成17年 8月26日開催の第6回定時株主総会及び平成18年 1月30日開催の取締役会においてストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、平成18年 2月 7日付で発行しております。</p> <p>(1) 発行した新株予約権の数: 4,330個</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 : 普通株式4,330株</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額:無償</p> <p>(4) 新株予約権の行使時の払込金額 : 1株につき249,422円</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 : 249,422円 資本組入額 : 124,711円</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(6) 新株予約権の行使期間: 平成19年2月7日~ 平成22年2月6日</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員である場合は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。 その他、権利行使の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(10) 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳 当社取締役2名および従業員7名、当社子会社取締役6名および従業員31名、外部支援者7名の合計53名</p> <p>(注) 割当予定者の外部支援者とは、当社及び当社子会社に対し、役員及び正社員ではない形態で業務に従事または関与しているもの(臨時雇用社員・業務委託者等)であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>11 当社子会社である Artist House Investment Asia Limitedは、平成17年12月9日開催の取締役会において(株)ビジネスバンクコンサルティングの第三者割当増資を引受を決議し、平成17年12月26日に引受を行っております。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)事業内容： 人事・会計に特化したビジネスコンサルティング、ソリューションコンサルティング、Corporate Advisory Service及び総合人材育成サービス</p> <p>(2)規模：資本金257百万円</p> <p>(3)取得株式の種類：普通株式</p> <p>(4)取得株式数：128,500 株</p> <p>(5)取得価額：499,865千円</p> <p>(6)取得後の持分比率：5.21%</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		263,754		120,194		1,348,194	
2 売掛金		90,387		68,993		58,732	
3 短期貸付金	4	4,301,270		5,609,548		4,393,468	
4 その他	3	519,389		198,181		202,056	
貸倒引当金		697,543		3,140,098		1,624,983	
流動資産合計		4,477,257	46.5	2,856,819	44.1	4,377,468	52.6
固定資産							
1 有形固定資産	1	35,788		37,251		72,656	
2 無形固定資産		15,960		12,415		10,709	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		3,574,850		2,770,879		2,797,504	
(2) 関係会社株式		1,237,535		652,282		907,772	
(3) 長期滞留債権等		207,657		405,481		374,268	
(4) その他		252,599		102,368		108,615	
貸倒引当金		163,704		361,529		328,216	
投資その他の 資産合計		5,108,937		3,569,483		3,859,945	
固定資産合計		5,160,686	53.5	3,619,150	55.9	3,943,311	47.4
資産合計		9,637,943	100.0	6,475,970	100.0	8,320,779	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金		43,952		43,952		43,952	
2 短期借入金	5	1,300,000		680,000		2,600,000	
3 一年内返済 予定長期借入金	5	303,800		51,500		134,500	
4 一年内償還予定社債		364,000		140,000		322,000	
5 その他		330,828		560,821		1,260,638	
流動負債合計		2,342,581	24.3	1,476,273	22.8	4,361,090	52.4
固定負債							
1 社債		440,000		975,000			
2 長期借入金	5	51,500					
3 その他		728					
固定負債合計		492,228	5.1	975,000	15.1		
負債合計		2,834,809	29.4	2,451,273	37.9	4,361,090	52.4
(資本の部)							
資本金		4,888,441	50.7				
資本剰余金							
1 資本準備金		2,500,699					
資本剰余金合計		2,500,699	26.0				
利益剰余金							
1 中間未処理損失		586,681					
利益剰余金合計		586,681	6.1				
その他有価証券 評価差額金		1,071	0.0				
自己株式		397	0.0				
資本合計		6,803,133	70.6				
負債及び資本合計		9,637,943	100.0				

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年11月30日)		当中間会計期間末 (平成18年11月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				5,030,131	77.7	6,710,786	80.7
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				1,112,461		5,258,100	
(2) その他資本剰余金							
資本剰余金合計				1,112,461	17.2	5,258,100	63.2
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金				2,148,962		8,051,217	
利益剰余金合計				2,148,962	33.2	8,051,217	96.8
4 自己株式				1,877	0.0	1,877	0.0
株主資本合計				3,991,753	61.6	3,915,792	47.1
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金						3,225	0.0
評価・換算差額等 合計						3,225	0.0
新株予約権				32,943	0.5	47,121	0.5
純資産合計				4,024,696	62.1	3,959,689	47.6
負債純資産合計				6,475,970	100.0	8,320,779	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		117,483	100.0	158,491	100.0	228,010	100.0
売上原価		137,600	117.1	228,679	144.3	351,499	154.2
売上総損失		20,116	17.1	70,188	44.3	123,489	54.2
販売費及び一般管理費		186,412	158.7	246,046	155.2	470,410	206.3
営業損失		206,529	175.8	316,234	199.5	593,900	260.5
営業外収益	1	282,157	240.1	64,702	40.8	252,745	110.8
営業外費用	2	65,826	56.0	81,654	51.5	167,494	73.4
経常利益又は経常損失 ()		9,801	8.3	333,186	210.2	508,649	223.1
特別利益	3	133,108	113.3		0.0	133,707	58.6
特別損失	4,5	11,203	9.5	1,845,365	1,164.3	7,744,346	3,396.5
税引前中間純利益又は 中間(当期)純損失()		131,707	112.1	2,178,551	1,374.6	8,119,288	3,560.9
法人税、住民税及び 事業税		198,482		29,589		68,071	
法人税等調整額		198,482	169.0	29,589	18.7	68,071	29.9
中間純利益又は 中間(当期)純損失()		330,189	281.1	2,148,962	1,355.9	8,051,217	3,531.1
前期繰越損失		916,870					
中間未処理損失		586,681					

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年5月31日残高(千円)	6,710,786	5,258,100	8,051,217		1,877	3,915,792
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	1,112,461	1,112,461				2,224,923
減資	2,793,116	5,258,100	8,051,217			
欠損金の填補						
中間純損失			2,148,962			2,148,962
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
中間会計期間の変動額合計(千円)	1,680,654	4,145,638	5,902,254			75,960
平成18年11月30日残高(千円)	5,030,131	1,112,461	2,148,962		1,877	3,991,753

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年5月31日残高(千円)	3,225	47,121	3,959,689
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			2,224,923
減資			
欠損金の填補			
中間純損失			2,148,962
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,225	14,178	10,953
中間会計期間の変動額合計(千円)	3,225	14,178	65,007
平成18年11月30日残高(千円)		32,943	4,024,696

前事業年度(自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
				繰越利益剰余金		
平成17年5月31日残高(千円)	2,590,247	2,069,037	274,846	3,260,754		1,673,376
事業年度中の変動額						
新株の発行	5,037,409	5,037,409				10,074,819
株式交換による増加		220,690				220,690
減資	916,870			916,870		
欠損金の填補		2,069,037	274,846	2,343,883		
自己株式の取得					1,877	1,877
当期純損失				8,051,217		8,051,217
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度の変動額合計(千円)	4,120,538	3,189,063	274,846	4,790,462	1,877	2,242,416
平成18年5月31日残高(千円)	6,710,786	5,258,100		8,051,217	1,877	3,915,792

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成17年5月31日残高(千円)	446	41,000	1,714,822
事業年度中の変動額			
新株の発行			10,074,819
株式交換による増加			220,690
減資			
欠損金の填補			
自己株式の取得			1,877
当期純損失			8,051,217
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,671	6,121	2,450
事業年度の変動額合計(千円)	3,671	6,121	2,244,866
平成18年5月31日残高(千円)	3,225	47,121	3,959,689

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)</p>
<p>当社は持株会社として当社グループの経営管理及び財務管理を行っており、当社グループは、当中間連結会計期間において 460,603千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当中間会計期間のマイナスの営業キャッシュ・フローは、主に第2四半期会計期間の売上に対する売上債権及び未収金の回収が第3四半期会計期間以降の入金予定となっているものが多く、当中間会計期間末における売上債権及び未収金が増加したことにより生じたものであります。</p> <p>当該状況を解消すべく、連結子会社2社の売却による不採算事業の整理を実施するとともに、(株)ソートップ及び(株)ミュージックランド等を連結子会社とし、収益獲得の拡大及び売上債権・未収金の早期回収に努めることにより、営業キャッシュ・フローの改善を計画しております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	<p>当社は持株会社として当社グループの経営管理及び財務管理を行っておりますが、当社グループ全体では、前連結会計年度に続き当中間会計期間において1,704,968千円と多額の間純損失を計上しております。また、当中間会計期間に1,126,788千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当中間会計期間の重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの主要因は、グループ全体で多額の固定費が発生していること、仕入れたコンテンツが十分なキャッシュ・フローを獲得できなかったことによるものであります。固定費の主要な部分は、人件費、業務委託費および家賃で発生しております。また、映像・音楽・出版などのコンテンツでは、リクープ（出資額までの回収）が果たせないタイトルが多く発生しており、加えて、売上を拡大するためにかけた広告宣伝費の効果が十分に得られなかったことなどにより前連結会計年度から引き続きマイナスの営業キャッシュ・フローとなっております。</p> <p>この状況を解消すべく、コンテンツ事業の不採算子会社の整理・統合の推進および人員の削減等により人件費を中心に固定費の削減をはかる方針です。また、コンテンツ事業ではリリースするタイトルの収益性検討をより厳格に行い、リクープ（出資額までの回収）以上の投資効果が得られる可能性の高いタイトルのみをリリースすることを継続して推進してまいります。</p> <p>また、財務体質強化のため平成19年1月11日に転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行し1,050,000千円を調達するとともに貸付金の回収を行ってまいりました。</p>	<p>当社は、前事業年度において3,260,754千円、当事業年度において8,051,217千円と多額の当期純損失を計上しております。また、重要なマイナスのと重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。</p> <p>さらに、当連結会計年度に4,559,448千円と重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。当該状況は、継続企業としての前提に重要な疑義を抱かせるものであります。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、財務体質強化のため当事業年度において2,499,930千円の第三者割当増資を実施するとともに、子会社の売却等不採算事業の整理を実施しております。</p> <p>コンテンツ事業は映像・音楽・出版ともにリクープ（出資額までの回収）が果たせないタイトルが発生していること、売上を高めるためにかけた広告宣伝費の効果が十分に得られなかったことなどにより営業赤字となっておりますが、リリースするタイトルの収益性検討をより厳格に行うことを意思決定プロセスに組み入れることにより、リクープできるタイトルの確率を引き上げるよう努める所存であります。</p> <p>流通事業は利益を計上しておりますが、今後も安定的継続的に利益を計上できるようにマーケット状況および競合状況に注視し、必要な投資を行っていく所存であります。また、在庫管理をさらに徹底することによりキャッシュ・フローの最適化も行っていく所存であります。</p> <p>不採算部門であるファイナンス事業については、閉鎖することにより新たな損失の発生を防ぐ所存であり、また、IT事業についてはコンテンツ事業および流通事業への電子商取引部分でのサポートを行うことでグループとしての収益により貢献することをはかっていく所存であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
	中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していません。	財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を期末財務諸表には反映していません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～10年 車両運搬具 6年 工具器具備品 5～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、主な償却方法は次のとおりであります。 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (映像コンテンツ) 映像コンテンツには、製作 出資による映像コンテンツの 取得原価及び外部購入による 映像使用权の取得原価を含め ており、作品毎の取得原価の 金額を過去の実績に基づい て、劇場上映権、ビデオ化権 及びテレビ放映権等に分類 し、それぞれの権利行使によ る収益獲得時に一括償却し ております。ただし、自社でビ デオ・DVDを販売する場 合は、見積回収期間(1年)に わたり、会社所定の償却率 によって償却しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～18年 車両運搬具 6年 工具器具備品 5～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左 (ソフトウェア) 同左 (映像コンテンツ) 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (ソフトウェア) 同左 (映像コンテンツ) 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>前中間会計期間においては、「見積回収期間(2年)にわたり、会社所定の償却率によって償却」という基準によっておりましたが、前事業年度下期から上記の償却方法に変更しております。</p> <p>なお、前中間会計期間は変更後の基準によった場合に比べ、営業損失及び経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ99,916千円少なく計上されております。</p> <p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>4 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。なお、当中間会計期間においては計上しておりません。 (会計方針の変更) 役員賞与については、従来利益処分により株主総会の決議を経て利益剰余金の減少としておりましたが、当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 会計基準第4号 平成17年11月29日)に基づき、発生時に費用処理しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 同左</p> <p>4</p> <p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準 (貸倒引当金) 同左</p> <p>4</p> <p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)</p>
<p>(2) 任意組合に関する会計処理 組合の最近の事業報告書又は 中間事業報告書の財産及び損益 の状況に基づいて、組合の資 産・負債・収益・費用を当社の 持分割合に応じて計上しており ます。</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しており ます。</p>	<p>(2) 任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 同左</p>	<p>(2) 任意組合に関する会計処理 同左</p> <p>(3) 連結納税制度の適用 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間は、(「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第 4号))を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、(「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第 4号))を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(退職給付に係る会計基準) 当中間会計期間は、(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成17年 3月16日企業会計基準第 3号))及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会平成17年 3月16日企業会計基準第 7号))を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(退職給付に係る会計基準) 当事業年度より、(「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準委員会 平成17年 3月16日企業会計基準第 3号))及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準委員会平成17年 3月16日企業会計基準第 7号))を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間は、(「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日企業会計基準第 5号))及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日企業会計基準適用指針第 8号))を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、3,991,753千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の「純資産の部」については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、(「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日企業会計基準第 5号))及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9日企業会計基準適用指針第 8号))を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、3,915,792千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の「純資産の部」については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の扱い)</p> <p>当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>前中間会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当中間連結会計期間より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)のうち時価のないものについては、従来原価法による会計処理をしておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となり、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、当中間会計期間から営業投資目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、組合の純資産及び収益・費用を当社及び連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券(流動資産)及び収益・費用として計上する方法に、営業投資目的以外の目的による投資事業組合等への出資に係る会計処理は、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、組合の純資産及び純損益を当社及び連結子会社出資持分割合に応じて、投資有価証券(投資その他の資産)及びその他有価証券評価差額金(純資産の部)として計上する方法に、それぞれ変更しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であるため記載を省略しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>1. 当社は、平成17年11月4日開催の当社取締役会において、平成18年2月8日開催予定の臨時株主総会に、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会で可決承認されました。</p> <p>(1)資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2)減少する資本の額 資本金916,870千円</p> <p>(3)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4)減資のスケジュール 取締役会決議日: 平成17年11月4日 臨時株主総会基準日: 平成17年11月30日 臨時株主総会開催日: 平成18年2月8日 債権者異議申述公告: 平成18年2月9日 債権者異議申述最終期日: 平成18年3月9日 減資の効力発生日: 平成18年3月10日</p> <p>2. 当社は平成17年12月21日開催の当社取締役会において、新株予約権の発行を実施することを決議いたしました。平成18年1月19日開催の当社取締役会において、同新株予約権の発行の一旦中止を決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)新株予約権の名称: (株)アーティストハウスホールディングス第10回新株予約権</p> <p>(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数: 当社普通株式4,120株 (新株予約権1個につき1株)</p> <p>(3)新株予約権の発行総数: 4,120個</p> <p>(4)新株予約権の発行価額: 1個につき25,400円</p> <p>(5)新株予約権の発行価額総額: 104,648千円</p> <p>(6)募集の方法: 第三者割当の方法による</p>	<p>1. 当社は、平成18年8月30日開催の第7回定時株主総会において、資本の欠損の填補のため、下記のとおり資本及び資本準備金の減少について決議し、平成18年10月2日に効力発生いたしました。</p> <p>(1)資本減少の方法 払戻しを行わない無償の減資</p> <p>(2)減少する資本の額 資本金 2,793,116千円 資本準備金5,258,100千円</p> <p>(3)減少する発行済株式数 なし</p> <p>(4)減資のスケジュール 取締役会決議日: 平成18年8月2日 定時株主総会決議日: 平成18年8月30日 債権者異議申述公告: 平成18年8月31日 債権者異議申述最終期日: 平成18年9月30日 減資の効力発生日: 平成18年10月2日</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(7)新株予約権の行使に際して払込むべき金額: 1個につき279,600円 (1株につき279,600円)</p> <p>(8)新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額: 1,151,952千円</p> <p>(9)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額: 1個につき305,000円 (1株につき305,000円)</p> <p>(10)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額: 1,256,600千円</p> <p>3. 当社は平成17年12月21日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。平成18年1月19日開催の取締役会において、同第三者割当増資実施の一旦中止を決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類及び数 普通株式10,965株</p> <p>(2)発行価額 1株につき274,000円</p> <p>(3)発行総額: 3,004,410千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額: 1株につき137,000円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間: 平成18年 1月13日 ~ 平成18年 1月19日 払込期日: 平成17年 1月20日 配当起算日: 平成17年12月 1日</p> <p>(6)資金使途: M&A資金及び運転資金</p> <p>4. 当社は平成18年 1月19日付で一旦中止を決議した第三者割当増資に関し、平成18年 1月30日開催の取締役会において、第三者割当増資を実施することを決議いたしました。同年 2月 7日開催の取締役会において、同第三者割当増資の実施を中止することを決議いたしました。</p> <p>詳細は次の通りであります。</p> <p>(1)発行する株式の種類及び数 普通株式15,650株</p> <p>(2)発行価額: 1株につき191,000円</p> <p>(3)発行総額: 2,989,150千円</p> <p>(4)発行価額のうち資本へ組入れる額: 1株につき95,500円</p> <p>(5)発行のスケジュール 申込期間: 平成18年 2月 8日 ~ 平成18年 2月14日 払込期日: 平成18年 2月15日 配当起算日: 平成17年12月 1日</p> <p>(6)資金使途 M&A資金、短期借入金の返済及び 運転資金</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年11月30日)	当中間会計期間末 (平成18年11月30日)	前事業年度末 (平成18年5月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">7,582千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">17,955千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">12,810千円</p>
<p>2 偶発債務</p> <p>次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <p>(株)アーティストフィルム 49,000千円</p> <p>(株)ミュージックランド 140,000千円</p> <hr/> <p>合計 189,000千円</p>	<p>2 偶発債務</p> <p>(1)次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。</p> <p>(株)アーティストフィルム 654,000千円</p> <p>(株)ミュージックランド 770,000千円</p> <hr/> <p>合計 1,424,000千円</p> <p>(2)次の第三者の賃料について、債務保証を行っております。</p> <p>SAEKI CAPITAL (株) 5,909千円</p> <p>月額</p>	<p>2 偶発債務</p> <p>(1)次の関係会社について、金融機関からの借入及び権利購入に対し債務保証を行っております。</p> <p>(株)アーティストフィルム 300,000千円</p> <hr/> <p>合計 300,000千円</p>
<p>3 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>3 消費税等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>3 消費税等の取扱い</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
<p>4</p>	<p>4</p> <p>(1)当社連結子会社(アーティストフィルム他12社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額 13,300,000千円</p> <p>及び貸出</p> <p>貸出実行残高 4,444,748千円</p> <hr/> <p>差引額 8,855,251千円</p> <p>(2)当社関連会社(Antiquorum S.A)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p>	<p>4</p> <p>(1)当社連結子会社(アーティストフィルム他10社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額 12,800,000千円</p> <p>及び貸出</p> <p>貸出実行残高 4,389,745千円</p> <hr/> <p>差引額 8,410,255千円</p> <p>(2)当社関連会社(Antiquorum S.A)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該業務における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年11月30日)	当中間会計期間末 (平成18年11月30日)	前事業年度末 (平成18年5月31日)																		
	当座貸越極度額 及び貸出コミッ トメントの総額 \$10,000,000 貸出実行残高 \$10,000,000 <hr/> 差引額 \$0	当座貸越極度額 及び貸出コミッ トメントの総額 \$10,000,000 貸出実行残高 <hr/> 差引額 \$10,000,000																		
<p>5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000千円	借入金実行残高	100,000千円	差引額	千円	<p>5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000千円	借入金実行残高	100,000千円	差引額	千円	<p>5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入金実行残高</td> <td>100,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	100,000千円	借入金実行残高	100,000千円	差引額	千円
当座貸越極度額	100,000千円																			
借入金実行残高	100,000千円																			
差引額	千円																			
当座貸越極度額	100,000千円																			
借入金実行残高	100,000千円																			
差引額	千円																			
当座貸越極度額	100,000千円																			
借入金実行残高	100,000千円																			
差引額	千円																			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)												
<p>1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 39,985千円</p> <p>投資有価証券売却益 2,100千円</p> <p>アドバイザー業務収入 240,000千円</p> <p>2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 10,096千円</p> <p>新株発行費 20,009千円</p> <p>金融支払手数料 6,506千円</p> <p>投資組合損失 25,390千円</p> <p>3 特別利益の主要項目</p> <p>子会社株式売却益 31,730千円</p> <p>貸倒引当金戻入益 101,378千円</p> <p>4 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 11,203千円</p>	<p>1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 64,255千円</p> <p>2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 21,938千円</p> <p>貸倒引当金繰入額 4,992千円</p> <p>株式交付費 8,739千円</p> <p>3 特別利益の主要項目</p> <p>4 特別損失の主要項目</p> <p>貸倒引当金繰入額 1,538,827千円</p> <p>関係会社株式評価損 268,690千円</p> <p>減損損失 28,676千円</p> <p>5 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td>12,574</td> </tr> <tr> <td>本社</td> <td>遊休資産</td> <td>器具備品</td> <td>16,102</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業の種類別にグルーピングしております。グルーピングの単位のうち、遊休資産の認定を行った上記建物及び器具備品について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(28,676千円)を減損損失として特別損失として計上しております。当中間会計期間の減損損失測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却可能価額は、売却予定価額に基づき算定しております。</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,114千円</p> <p>無形固定資産 2,599千円</p>	場所	用途	種類	金額 (千円)	本社	遊休資産	建物	12,574	本社	遊休資産	器具備品	16,102	<p>1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 10,380千円</p> <p>投資有価証券売却益 2,100千円</p> <p>アドバイザー業務収入 240,000千円</p> <p>2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 47,421千円</p> <p>投資組合損失 24,370千円</p> <p>新株発行費 67,736千円</p> <p>金融支払手数料 14,600千円</p> <p>3 特別利益の主要項目</p> <p>子会社株式売却益 31,730千円</p> <p>貸倒引当金戻入益 88,682千円</p> <p>4 特別損失の主要項目</p> <p>貸倒引当金繰入額 1,088,920千円</p> <p>関係会社株式評価損 2,173,066千円</p> <p>投資有価証券評価損 789,186千円</p> <p>投資案件に係る支払報酬 3,169,028千円</p> <p>5</p> <p>6 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 11,029千円</p> <p>無形固定資産 4,388千円</p>
場所	用途	種類	金額 (千円)											
本社	遊休資産	建物	12,574											
本社	遊休資産	器具備品	16,102											
5														
6														

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式 普通株式	7	-	-	7
合計	7	-	-	7

前事業年度(自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	-	7	-	7
合計	-	7	-	7

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 7株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)								
<p>1株当たり純資産額 63,102円99銭</p> <p>1株当たり 中間純利益 3,554円77銭</p> <p>潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 3,250円02銭</p> <p>当社は平成17年9月30日付で1株につき4株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。</p>	<p>1株当たり純資産額 18,346円82銭</p> <p>1株当たり 中間純損失 11,644円15銭</p> <p>潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 - 円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。</p>	<p>1株当たり純資産額 28,554円15銭</p> <p>1株当たり 当期純損失 73,260円74銭</p> <p>潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 - 円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 636 300 667">前中間会計期間</th> <th data-bbox="306 636 501 667">前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 676 300 743">1株当たり純資産額 33,980.91円</td> <td data-bbox="306 676 501 743">1株当たり純資産額 19,417.90円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 752 300 842">1株当たり中間純損失 28,097.96円</td> <td data-bbox="306 752 501 842">1株当たり当期純損失 62,572.05円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 851 300 918">潜在株式調整後1株当たり中間純利益</td> <td data-bbox="306 851 501 918">潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 33,980.91円	1株当たり純資産額 19,417.90円	1株当たり中間純損失 28,097.96円	1株当たり当期純損失 62,572.05円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
前中間会計期間	前事業年度									
1株当たり純資産額 33,980.91円	1株当たり純資産額 19,417.90円									
1株当たり中間純損失 28,097.96円	1株当たり当期純損失 62,572.05円									
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益									

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

	前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	-	4,024,696	-
普通株式に係る純資産額(千円)	-	3,991,753	-
差額的主要内訳(千円) 新株予約権	-	32,943	-
普通株式の発行済株式数(株)	-	217,579	-
普通株式の自己株式数(株)	-	7	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	-	217,572	-

2. 1株当たり中間純利益又は中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

	前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
1株当たり中間純利益 又は中間(当期)純損失			
中間純利益又は中間(当期) 純損失()(千円)	330,189	2,148,962	8,051,217
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間純利益 又は中間(当期)純損失()(千円)	330,189	2,148,962	8,051,217
期中平均株式数(株)	92,886	184,553	-
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
普通株式増加数(株)	8,710	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の個数 1,200個)	-	-

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)</p>
<p>1 当社は平成17年11月 8日開催の取締役会決議に基づき、グローバルなエンターテインメントビジネスを展開させるべく、海外エンターテインメントコンテンツの企画・製作・販売を行なう㈱Fouの普通株式200株を平成17年12月 1日に株式交換により取得し、同社を完全子会社といたしました。</p> <p>この株式交換に伴い当社普通株式2,400株を新規発行し、㈱Fouの株主に割当てを行いました。株式交換比率は同社株 1株につき当社株12株であります。なお、この新株発行による当社の資本金の増加はありません。</p> <p>2 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月 7日に発行している第 7回新株予約権につき、平成17年12月15日までに権利行使が完了し、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数： 普通株式3,785.19株</p> <p>(2)増加した資本金： 504,170千円</p> <p>(3)増加した資本準備金： 504,170千円</p> <p>(4)新株の配当起算日： 平成17年12月 1日</p>	<p>1 平成18年12月12日に、第 3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1)発行株式数： 普通株式数14,184株</p> <p>(2)増加した資本金：199,994千円</p> <p>(3)増加した資本準備金： 199,994千円</p> <p>(4)新株の配当起算日： 平成18年12月 1日</p> <p>2 当社は、平成18年12月27日開催の取締役会において㈱クオンツを引受先とする第 4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権を発行することを決議し、平成19年 1月11日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第 4回無担保転換社債型新株予約権付社債</p> <p>(1)発行価額： 額面100円につき金100円</p> <p>(2)発行総額：金1,000,000,000円</p> <p>(3)利率： 本社債に利息は付さない。</p>	<p>1 当社は平成18年 6月12日開催の取締役会決議に基づき、㈱B B M Cの主な事業であります音楽レーベルの企画・運営事業に更に力を注いで行くために平成18年 6月30日付にて株式譲渡契約を締結いたしました。</p> <p>この株式譲渡契約に伴い㈱B B M Cは当社の完全子会社となりました。</p> <p>2 当社は会社法第346条第 4項及び第 6項の規定に基づき平成18年 6月27日開催の監査役会決議でアスカ監査法人を一時会計監査人の職務を行うべき者に選任し、現在に至っております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)</p>
<p>3 当社は平成17年10月20日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月7日に発行している第8回新株予約権につき、平成18年1月17日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行株式数： 普通株式数3,239,08株</p> <p>(2) 増加した資本金：504,166千円</p> <p>(3) 増加した資本準備金： 504,166千円</p> <p>(4) 新株の配当起算日： 平成17年12月1日</p> <p>4 当社は平成17年12月21日開催の取締役会においてLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited向けに発行してありました第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を決議し、買入消却を行っております。同時に同社向けに第11回新株予約権の発行をすることを決議し、平成18年1月24日に発行いたしました。その概要は次の通りであります。</p> <p>第8回新株予約権</p> <p>(1) 買入消却個数：800個</p> <p>(2) 消却方法： 1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第9回新株予約権</p> <p>(1) 買入消却個数：1,000個</p> <p>(2) 消却方法： 1個あたり41,660円を支払う方法による。</p> <p>第11回新株予約権</p> <p>(1) 新株予約権の総数：1,000個</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額： 1個当たり41,700円</p> <p>(3) 発行価額の総額： 41,700,000円</p> <p>(4) 目的となる株式の種類： 当社普通株式</p> <p>(5) 目的となる株式数： 新株予約権の数に500万円を乗じ、下記の行使価額で除した数</p> <p>(6) 第11回新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使請求に係る新株予約権の数に500万円を乗じた額とする。</p>	<p>(4) 償還期限:平成21年1月11日</p> <p>(5) 払込期日及び発行日: 平成19年1月11日</p> <p>(6) 新株予約権の内容 転換価額: 1株につき当初14,530円 行使請求期間: 平成19年1月12日から 平成21年1月11日</p> <p>(7) 募集の方法:第三者割当の方法により、全額を㈱クオンツに割当てる。</p> <p>第13回新株予約権</p> <p>(1) 新株予約権の総数：100個</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額： 1個当たり500,000円</p> <p>(3) 利率 本社債に利息は付さない。</p> <p>(4) 目的となる株式の種類： 当社普通株式</p> <p>(5) 払込期日及び発行日： 平成19年1月11日</p> <p>(6) 新株予約権の内容 転換価額: 1株につき当初14,530円 行使請求期間: 平成19年1月12日から 平成21年1月11日</p> <p>(7) 第13回新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額は、当初、14,530円とする。</p> <p>(8) 行使価額は、行使請求期間の開始日以後、毎月第1金曜日および第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額は、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、取引日は株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。</p>	<p>3 当社は、平成18年8月1日開催の取締役会において、第2回、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第三者割当による新株を発行することを決議しております。</p> <p>(1)第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行価額: 額面100円につき金100円 発行総額:金1,000,000,000円</p> <p>利率: 本社債には利息は付さない。 償還期限:平成21年8月18日 払込期日及び発行日: 平成18年8月16日(水) 新株予約権の内容 転換価額: 1株につき当初28,200円 行使請求期間: 平成18年8月17日から平成21年8月3日までの間 募集の方法:第三者割当の方法により、全額をBank of Bermuda(Cayman) Limitedに割当てる。</p> <p>(2)第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 発行価額: 額面100円につき金100円 発行総額: 金500,000,000円</p> <p>利率: 本社債には利息は付さない。 償還期限: 平成21年8月18日 払込期日及び発行日: 平成18年8月18日(金) 新株予約権の内容 転換価額: 1株につき当初28,200円 行使請求期間: 平成18年8月19日から平成21年8月3日までの間 募集の方法:第三者割当の方法により、全額を株式会社クロニクルに割当てる。</p> <p>(3)第三者割当による新株式発行 発行新株式数:普通株式60,282株 発行価格:1株につき28,200円 発行価格の総額:1,699,952千円 資本組入額:1株につき14,100円</p>

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(7) 第11回新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)は、当初、32万5,000円とする。</p> <p>(8) 行使価額は、第11回新株予約権発行の翌暦週以降の毎週最終取引日(以下、「修正日」という。)の翌取引日以降、修正日までの各3連続取引日(修正日当日を含み、売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%で呼値の刻み未滿を切捨てた金額に修正される。</p> <p>但し、行使価額は97万5,000円(下記(9)により、行使価額と同様に調整される。)を上回らず、16万2,500円(下記(9)により、行使価額と同様に調整される。)を下回らないものとする。</p> <p>(9) 当社は、第11回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額) / 時価) / (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p>	<p>決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(円位未滿小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)が、(i)直前の行使価額を下回った場合、または(ii)当初行使価額の150%を上回った場合に修正後行使価額に修正される。</p> <p>なお、時価算定期間内に行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の50%に相当する金額(円位未滿小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未滿小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>ただし、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。</p>	<p>申込期間: 平成18年8月10日(木)から平成18年8月15日(火)まで</p> <p>払込期日: 平成18年8月16日(水)</p> <p>新株券交付日: 平成18年8月16日(水)</p> <p>割当先及び株式数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社クロニクル 17,730株 ・有限会社ウィローバレー 17,730株 ・エフシーエル投資事業組合 10,638株 ・ニューブリッジ投資事業組合 10,638株 ・Targheel Investments 3,546株 <p>新株式の継続所有等の取決めにに関する事項: 当社は、割当先より、割当新株式を2年以内に譲渡する場合には、その内容を当社に報告する旨の確約書を受け入れております。</p> <p>前記各号については、証券取引法による届出の効力を条件とします。</p> <p>(4) 発行理由及び調達資金の使途: 上記の差引手取概算額1,689百万円、また同日付で提出しております第2回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額990百万円及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による手取概算額495百万円の総額3,174百万円は下記の要件に充てる予定であります。</p> <p>株式会社クロニクルへの返済2,000百万円 Antiquorum.S.A.への貸付約550百万円 有利子負債の圧縮約300百万円 2007年5月期運転資金及び投資資金1,114百万円</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。</p> <p>(10) 行使期間：2006年1月12日から2009年1月11日(いずれも日本時間)まで。</p> <p>但し、第11回新株予約権の全部が消却される場合には、消却される第11回新株予約権については、消却のための通知に記載された消却期日の前営業日まで。また、当社は、一定の日を、当該日の7日前までに第11回新株予約権者に通知することにより、転換のための非営業日として指定することができる。</p> <p>ただし、かかる非営業日は連続10営業日を超えてはならない。</p> <p>(11) その他の行使条件： 第11回新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>発行価額のうち資本へ組入れる額：第11回新株予約権の行使により発行する株式の発行価格のうち資本組入額は、当該発行価格に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。</p> <p>第11回新株予約権の譲渡に関する事項：該当なし</p> <p>(12) 第三者割当の方法により全ての第11回新株予約権をLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに割り当てる方法による。</p> <p>5 当社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき平成18年1月24日に発行している第11回新株予約権につき、平成18年2月8日までに以下の権利行使があり、資本金及び資本準備金が増加いたしました。内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行株式数： 普通株式13,619.2株</p>	<p>(9) 当社は、第13回新株予約権の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (既発行株式数 + (新発行・処分株式数 × 1株当たりの発行・処分価額) / 時価) / (既発行株式数 + 新発行・処分株式数)</p> <p>また、当社は、当社普通株式の分割・併合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。</p> <p>(10) 本新株予約権の新株予約権者は、株式会社アーティストハウスホールディングス第4回円建無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の全てが転換されたかまたは償還された日の翌日午前9時から平成21年1月11日の午前11時までの間とする。</p> <p>(11) その他の行使条件： 第13回新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</p>	<p>4 当社は平成18年8月1日開催の取締役会決議に基づきLehman Brothers Commercial Corporation Asia Limitedに割り当てた第11回新株予約権の残存個数340個全ての買戻申入れをすることを決議いたしました。</p> <p>5 当社は平成18年8月30日開催の定時株主総会において、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その全額を資本の欠損の補填に充てることにより、当期末処理損失8,051,217,272円を解消し、財務体質の健全化を図ることを決議しております。</p> <p>(1) 資本金の額減少の内容 減少する資本の額： 2,793,116,655円 資本金の額の減少がその効力を生ずる日：平成18年10月2日</p> <p>(2) 資本準備金の額減少の内容 減少する資本準備金の額： 5,258,100,617円 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日：平成18年10月2日</p>

前中間会計期間 (自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日)
<p>(2) 増加した資本金： 1,159,591千円</p> <p>(3) 増加した資本準備金： 1,159,591千円</p> <p>(4) 新株の配当起算日： 平成17年12月1日</p> <p>6 当社は平成18年1月24日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年1月24日に借入をいたしました。</p> <p>(1) その旨及び目的： 買収資金に充当するため</p> <p>(2) 借入先の名称： ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3) 借入金額、借入条件 借入金額：1,150,000千円 借入期間：平成18年1月24日～平成18年3月27日 (期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>7 当社は平成18年1月27日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年1月30日に借入をいたしました。</p> <p>(1) その旨及び目的:買収資金に充当するため</p> <p>(2) 借入先の名称： ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3) 借入金額、借入条件 借入金額：1,150,000千円 借入期間：平成18年1月24日～平成18年3月27日 (期日一括返済) 利率:4.00%</p>	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第 号記載の資本金等増加限度額から本項第号に定める増加する資本金を減じた額とする。</p> <p>3 当社は、前連結会計年度において「業務管理等に関わる費用」(特別損失)として314,250千円を計上いたしました。その後減額等の交渉の結果、その内157,500千円を平成19年1月9日までに回収いたしましたので、同額の特別利益が発生いたしました。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>8 当社は平成18年 1月31日開催の取締役会において、以下の借入れをすることを決議し、平成18年 2月 1日に借入をいたしました。</p> <p>(1) その旨及び目的: 買収資金に充当するため</p> <p>(2) 借入先の名称: ㈱なが多(現 ㈱クロニクル)</p> <p>(3) 借入金額、借入条件 借入金額 : 350,000千円 借入期間 : 平成 18年 2月 1日 ~ 平成18年 3月27日 (期日一括返済) 利率:4.00%</p> <p>9 当社は平成18年 1月16日開催の取締役会において、高額商品オークション事業に参入するためAntiquorum S.A.(本社スイス・ジュネーブ)および同社の関係会社 2社のそれぞれ 50.0%分の株式を当社が譲り受ける旨の基本合意を締結することを決議し、平成18年 1月24日に払い込みを完了いたしました。詳細は次の通りであります。</p> <p>(1) 株式取得の相手方の名称 名称 : Habsburg Holding Ltd.</p> <p>(2) 買収する会社の名称、事業内容、規模 名称 : Antiquorum S.A., Antiquorum Auctioneers, INC., C2C Time, Inc. 事業内容: 時計オークション事業 規模 : 株主資本187百万円</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>(3) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 株式数:1,050株 取得価額:30百万ドル 持分比率:50%</p> <p>(4) 支払資金の資金調達及び支払方法 調達方法： サンライズファイナンス(株)からの借入及び(株)なが多(現 (株)クロニクル)からの借入</p> <p>10 当社は平成17年 8月26日開催の第6回定時株主総会及び平成18年 1月30日開催の取締役会においてストックオプションとして新株予約権の発行を決議し、平成18年 2月 7日付で発行しております。</p> <p>(1) 発行した新株予約権の数： 4,330個</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：普通株式4,330株</p> <p>(3) 新株予約権の発行価額:無償</p> <p>(4) 新株予約権の行使時の払込金額： 1株につき249,422円</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格：249,422円 資本組入額：124,711円</p> <p>(6) 新株予約権の行使期間： 平成19年 2月 7日～平成22年 2月 6日</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当を受けた者が、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員である場合は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 6月 1日 至 平成17年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 6月 1日 至 平成18年11月30日)	前事業年度 (自 平成17年 6月 1日 至 平成18年 5月31日)
<p>新株予約権の割当を受けた者の相続人による行使はできないものとする。</p> <p>その他、権利行使の条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(10) 申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳</p> <p>当社取締役 2名および従業員 7名、 当社子会社取締役 6名および従業員 31名、外部支援者 7名の合計53名</p> <p>(注) 割当予定者の外部支援者とは、当社及び当社子会社に対し、役員及び正社員ではない形態で業務に従事または関与しているもの（臨時雇用社員・業務委託者等）であります。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）

平成18年8月31日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書（主要株主の異動）

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号に基づく臨時報告書であります。

平成18年6月21日関東財務局長に提出

平成18年12月18日関東財務局長に提出

(3) 有価証券届出書（第三者割当による新株の発行）及びその添付書類

平成18年8月1日関東財務局長に提出

平成18年11月15日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書（第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行）及びその添付書類

平成18年8月1日関東財務局長に提出

平成18年12月27日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（第三者割当による新株予約権の発行）及びその添付書類

平成18年12月27日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年2月27日

株式会社 アーティストハウスホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 山 賢 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）及び連結子会社の平成17年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

セグメント情報【事業の種類別セグメント情報】（注）4.事業区分の変更に記載されているとおり、会社は事業の種類別セグメントの事業区分の方法を変更している。

追加情報1.に記載されているとおり、会社は平成17年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月8日に臨時株主総会を開催し、平成18年3月10日を効力発生日とする資本の減少について決議している。

重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成17年12月1日に株式会社Fouを完全子会社とす

る株式交換を実施している。

重要な後発事象 4 . に記載されているとおり、会社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の買入消却を行い、平成18年1月24日に第11回新株予約権の発行を行なっている。

重要な後発事象 2 .、3 .及び5 .に記載されているとおり、会社は第7回新株予約権、第8回新株予約権及び第11回新株予約権の権利行使により新株式を発行している。

重要な後発事象 6 .、7 .及び8 .に記載されているとおり、会社は買収資金を調達するため、平成18年1月24日、同月30日及び平成18年2月1日に株式会社なが多（現 株式会社クロニクル）から借入を行なっている。

重要な後発事象 9 .に記載されているとおり、会社は平成18年1月16日開催の取締役会において、Antiquorum S.A.及び同社の関係会社2社の株式の取得を決議し、平成18年1月24日に払込を行なっている。

重要な後発事象10 .に記載されているとおり、会社は平成17年8月26日開催の第6回定時株主総会の決議に基づくストックオプションについて、平成18年1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月7日に新株予約権を発行している。

重要な後発事象11 .に記載されているとおり、連結子会社であるArtist House Investment Asia Limitedは平成17年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成17年12月26日に株式会社ビジネスバンクコンサルティングの第三者割当増資の引受を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月28日

株式会社 アーティストハウスホールディングス

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングスの平成18年6月1日から平成19年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングス及び連結子会社の平成18年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は前連結会計年度に続き当中間連結会計期間において多額の中間純損失を計上し、当中間連結会計期間に重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー計上しており、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月12日に、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使が実施されている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月27日開催の取締役会において第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権を発行することを決議し、平成19年1月11日に発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年2月27日

株式会社 アーティストハウスホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 山 賢 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年6月1日から平成18年5月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングス（旧社名：株式会社アーティストハウス）の平成17年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年6月1日から平成17年11月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連結キャッシュ・フロー計算書において重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

追加情報1．に記載されているとおり、会社は平成17年11月4日開催の取締役会決議に基づき、平成18年2月8日に臨時株主総会を開催し、平成18年3月10日を効力発生日とする資本の減少について決議している。

重要な後発事象1．に記載されているとおり、会社は平成17年12月1日に株式会社Fouを完全子会社とする株式交換を実施している。

重要な後発事象 4 . に記載されているとおり、会社は平成17年12月21日開催の取締役会決議に基づき、第 8 回新株予約権及び第 9 回新株予約権の買入消却を行い、平成18年 1 月24日に第11回新株予約権の発行を行なっている。

重要な後発事象 2 . 、 3 . 及び 5 . に記載されているとおり、会社は第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及び第11回新株予約権の権利行使により新株式を発行している。

重要な後発事象 6 . 、 7 . 及び 8 . に記載されているとおり、会社は買収資金を調達するため、平成18年 1 月24日、同月30日及び平成18年 2 月 1 日に株式会社なが多（現 株式会社クロニクル）から借入を行なっている。

重要な後発事象 9 . に記載されているとおり、会社は平成18年 1 月16日開催の取締役会において、Antiquorum S.A. 及び同社の関係会社 2 社の株式の取得を決議し、平成18年 1 月24日に払込を行なっている。

重要な後発事象10 . に記載されているとおり、会社は平成17年 8 月26日開催の第 6 回定時株主総会の決議に基づくストックオプションについて、平成18年 1 月30日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 2 月 7 日に新株予約権を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月28日

株式会社 アーティストハウスホールディングス

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 川 慎 哉

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーティストハウスホールディングスの平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーティストハウスホールディングスの平成18年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は前連結会計年度に続き当中間会計期間において多額の中間純損失を計上し、当中間会計期間に重要なマイナスの営業キャッシュ・フロー計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月12日に、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使が実施されている。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月27日開催の取締役会において第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権を発行することを決議し、平成19年1月11日に発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。